

平成29年2月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 平成29年2月17日（金）
- 2 場 所 南別館3階第2会議室
- 3 開始時間 午後1時00分
- 4 終了時間 午後5時30分
- 5 出席者
小西委員長、赤松委員長職務代理者、中原委員、濱田委員、黒木教育長
その他の出席者
児玉教育部長、杉元教育総務課長、児玉学校教育課長、新町スポーツ振興課副課長、朝倉生涯教育課長、山下文化財課長、堀之藪学校給食課長、新甫図書館長、後藤美術館長、宇都都城島津邸館長、茶木山之口地域振興課副課長、桜木高城地域振興課課長、桜田山田地域振興課課長、和田高崎地域振興課副課長、西山高城地域振興課副課長、田中山田地域振興課副課長、竹下教育総務課副課長、清水教育総務課主幹
- 6 会議録署名委員
赤松委員、中原委員
- 7 開会
○小西委員長
ただいまより、2月定例教育委員会を開催します。
- 8 会議録署名委員の指名
○小西委員長
本日の会議録の署名委員に、都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則第15条の規定により、赤松委員、中原委員をお願いします。
- 9 教育長報告
○小西委員長
○教育長
お手元にある生徒指導の現状について、ご報告させていただきたいと思います。
これは2月末のもので、非行問題行動については、後で話をしたいと思います。それを見ても、こういう状況です。
それから、不登校については、1月が累積で現在この状況だということで、残念ながら毎月増えている状況です。後ろの方の傾向を見ていただきますと、学年別の不登校児童生徒数の経緯は、中学校の3年生になるほど多いという状況です。女性と男性では女子学生が中学校は多いということで、学年が上がるにしたがって不登校が増えているという状況でございます。それが不登校状況でございます。
いじめはそれぐらいありますけれども、これはちょっとでもアンケートをとってやっているもので、沢山上がってくるのですけれども、現実にはまだ解消できていないものがあるのです。ほぼ解消して、ほとんど軽微なものもかなり多いので、ただいじめというのは自分がいじめと感じたらいじめと言われているので、ほんのちょっとしたことでいじめとして報告が上がってきます。ですが、今のところ、中学校で一つまだ解決していない問題が、ほかそれほど深刻ではないのですが、1件ございます。
それから、交通事故に関しては、この状況でございまして、不審者声かけ事案については、

毎月それほど変化はないのですけれども、無い月が少ない。毎月何かが起きている状況でございます。ただ、2月の場合は、ブランクで何か中年男性か若い男性が、おしっこしながら帰っていったというもので不審者として子供たちが登録をします。そういうものも含まれております。

○小西委員長

学校訪問にまいりました時に、不登校の生徒が突出していますという説明をよく聞くのです、割合に。学校を特定して覚えていないのですけれども、そうすると、どのくらい反映してるのかと。

○教育長

数は非常に少ないですね。

不登校というところまでいくというより、不登校傾向の子が元に戻ったというのはあると思うのですけれども、不登校になってしまうとなかなか戻れない。

○小西委員長

ほかにお尋ねはありませんか。

それでは、教育長報告ありがとうございました。

10 議事

○小西委員長

議案第61号、62号を教育部長より概要を説明いただきまして、その後、各課長より詳細の説明をいただくことになっております。よろしく願いいたします。

○教育部長

それではまず議案第61号をお開きいただきたいと思います。

平成28年度3月補正予算についてご説明申し上げます。

表紙を開いていただきまして、3月補正予算案ということで、歳入が1ページからですけれども、歳入予算につきましては、2ページを開いていただきたいと思います。2ページの一番最後のところですが、中の欄の中に、285万千円を減額ということになっております。その結果、歳入予算額は9億8261万4千円となります。

歳出のほうをご覧ください。歳出は5ページをお開きいただきたいと思います。

5ページの一番下のほうをご覧ください。中ほどの欄で一番下です。2288万5千円を減額となります。その結果、歳出総額は35億8585万3千円となります。歳出歳入ともに減額補正ということになります。

主な内容についてご説明いたします。

まず4ページの上段5行目をご覧ください。非構造部材耐震化事業1千万円、それから、中段より下になります同じように、中学校のほうに、非構造部材耐震化事業1千万円の内容がございます。これは、小学校のほうでは梅北小学校、中学校では五十市中学校の屋外運動場と体育館の非構造部材の改修事業ということで、それぞれ1千万円増額補正をしているというものです。

これは、平成29年度当初予算で計上予定しておりますけれども、国の平成28年度第2次補正予算が出ましてその補助を受けるために、3月補正に組み替えたといえますか、増額予算ということで、3月補正予算に計上したということでございます。

続きまして4ページ下から2行目、都城領主館跡発掘調査受託事業は、取りやめによる減額予算になります。959万9千円です。これはどこかといいますと、図書館の真ん前を駐車場

にされる予定だったのですが、その開発行為を取りやめるということで減額補正になります。

それ以外の歳出予算につきましては、ほとんどが事業の確定行為に伴う減額予算ということになります。

それから、歳入予算につきましては、歳出予算の増減に伴って、その財源となる、例えば1ページ中段の国庫支出金、2ページ上段の市の市債等を購入するとなっております。また、社会教育使用料の減額、島津邸入館料等を実績見込みに応じて減額補正ということになります。詳しくの内容は次の7ページからの予算委員会の資料をご覧くださいと思います。予算の状況についてはそういうことで、説明を終わらせていただきたいと思います。

ここで一旦閉めさせていただきます。

その後、当初予算は時間がかりますの、3月補正予算の説明は終わらせていただきます。

○小西委員長

それでは、議案第61号についてご意見ございませんか。補正予算についてです。

○濱田委員

よくわからないのですが、歳入と歳出というのは合わなくてもいいということですか。この場合は大分、開きがありますけれども、歳入と歳出というのは合わなくてもいいということですか。

○教育総務課竹下副課長

市役所全体ではあいます。教育委員会の中では、税金とかの歳入がないので、歳出が多くて、歳入が少なくなる感じです。不足する分については、税金とかそういうもの、市全体ではあっています。

○小西委員長

トータルの補正ではあうということですね。

ほかにご質問はありませんでしょうか。

お尋ねしてよろしいでしょうか。

この領主館跡発掘というのは、取りやめになった理由は。

○教育部長

これは所有者の方が開発行為といいますか、そこを掘り起こすという事業を取りやめになったので、その事業はなくなったということになるわけです。

その経費は、民間ですから、民間の所有者の方がお金を出すというになるわけですから、予算がなくなったということです。歳入もなくなるわけですので、そういうことです。

○文化財課長

民間開発は、うちとしては家族の問題とか色々、やるとか、やらないとかの話ですので、やるという時は発掘調査をしますけれども、突然やめますということで、ただ、次年度に向けてはまたやるかもしれないということで、その時はまた補正を組みたいと思います。

○小西委員長

それでは、議案第62号をご説明ください。

○教育部長

議案第62号 平成29年度当初予算についてご説明いたします。

下段のほうには3つの報告が書いてございますけれども、当初予算の状況だけをご説明いたします。

図書館とか、各課の予算要求事案については、各課長のほうからご説明いたします。

それでは、当初予算の状況という冊子があると思うのですが、そちらをご覧ください。

まず開いていただきまして、1ページ目は用語の説明となっております。これは、赤松先生のほうから、教育費が市全体の予算がどういう状況なのかということをお聞きになりたいということで、今後はこういう形で年度初めの当初予算についてはご説明していきたいと思っております。

表の中に載っております用語等については、1ページにお示ししてあるとおりでございます。

1ページをご覧ください。

右側の円グラフをご覧ください。

都城市の一般会計総額は804億6千万円となり、前年度より13億7千万円率にして1.7%の増となっております。

その内 教育委員会関係の教育費予算が占める割合は、5.2%額にして41億9千530万円、前年度より4.7億円、10.1%の減となりました。

その要因としましては、次の2ページをお開きください。

最近5年間で一般会計に占める教育費の割合が一番高いのは、平成27年度の7.68%、平成29年度より約16億円多くなっています。

その要因は、表の下に記載しています「当初予算1億円以上の建設事業」が多い年度は多く、少ない年度は、少なくなっており、建設事業が大きく影響しています。

反面 社会教育費、教育総務費などの事務事業関係経費は、ほぼ横ばいとなっております。このことは、次の3ページの性質別の表からも読み取れます。

この表は、教育費のうち、市長部局で予算措置されている経費を除いた教育委員会の予算になります。

この表の用語については、裏表紙の下に性質別3ページと記載しましたが、投資的事業費という建設事業費以外の経費については、ほぼ前年度並みの予算となっております。

最後の4ページ、5ページにつきましては、目的別経費に分けた主な事業の増減表になります。

平成29年度の主な新規事業としましては、※印で示しています。

皆増となっておりますが、4ページの「小学校学力向上対策事業」「小中一貫学力向上研究指定事業」「五十市小学校建設事業」、5ページの「沖水地区公民館建設事業」「志和池地区公民館建設事業」「都城運動公園陸上競技場公認継続事業」「大島畠田遺跡管理事業」等になります。これらの事業の概要については、後ほど担当課長より説明があると思います。

また、平成28年度で終了する主な事業は、東小学校建設事業、大島畠田遺跡整備事業、体育施設整備事業山之口体育館耐震補強工事等になります。

以上で平成29年度当初予算の状況の説明を終わります。

この後は、担当課長より主な事業について、説明申し上げます。

○小西委員長

ありがとうございました。

それでは、各担当の課長からはそれが終わった後に質問を受けたいと思いますので、教育総務課からお願いいたします。

○教育総務課長

今から各課長がご説明いたしますのは、平成29年度当初予算、特色ある主な事業、そして、同じ冊子の中で、後半部分に書いてあります平成29年度課別当初予算の状況、そちらで主な

事業の説明を進めてまいりたいと思います。

教育総務課におきましては、特色ある主な事業として、今回発表する事案は今年度はございませんので、各課別に当初予算状況の中から抜粋してご説明いたしたいと思います。

課別当初予算の状況の41ページをご覧ください。41ページの上段になります。祝吉小学校 建設事業についてです。

祝吉小学校は、改築を2棟、大規模改造1棟の建て替えを予定しております。平成28年度は、改築予定の2棟につきまして、耐力度調査を行い、非常に耐力度が少なくなっている、建て替えが必要だということが確認できましたので、国庫予算等を申請いたしまして、平成29年度はその2棟の改築、そして、大規模改築1棟に関して設計をする予定としております。平成30年度、31年度にかけまして改築、大規模改造に関するの工事は次年度以降の計画としております。

続きまして、42ページの上段、非構造部材耐震化事業です。

先ほど部長の説明で、3月補正において梅北小学校、そして、五十市中学校の体育館の非構造部材の工事を行うそれぞれ1千万円という説明をいたしましたけれども、その事業については、当初予算ではなくて平成28年度の3月で補正を組みまして、それを平成29年度に繰り越して行うために、この当初の予算書の中には反映はされておられません。ただし、実質としては平成29年度に着手する工事です。当初予算で書かれている42ページ上段の非構造部材耐震化事業は、新たに西小学校の体育館の非構造部材の点検をするための予算を計上しているところでございます。同じページの下段、五十市小学校建設事業につきましては、五十市小学校で非常に老朽化の激しい校舎1棟を改築、そして同時に1棟を大規模改造する予定としておりまして、平成29年度は改築予定の校舎につきまして、耐力度調査の委託を予定しております。来年度は改築、大規模改造の設計、そして次の年が工事という順番で進めていく予定にしております。

次に、44ページの下段が非構造部材、中学校の部は、志和池中学校の体育館の非構造部材の耐震化の設計をする予定としております。主に校舎建築等を中心としてご説明いたします。

以上で、教育総務課のご説明は終わります。

○小西委員長

ありがとうございました。

それでは、学校教育課お願いいたします。

○学校教育課長

それでは、特色ある主な事業の1ページをご覧ください。

最初に、小学校学力向上対策事業でございます。この事業は、学力向上のため、小学校の小中学生3・4年生を対象に、1学級が31名以上の学級に対して算数科の非常勤講師を雇用するものでございます。予算額は約3900万円でございます。

続きまして、2ページをご覧ください。

小中一貫学力向上研究指定事業でございます。この事業は、3年間ですべての中学校区を学力向上で指定するものでございます。これまでの小中一貫教育を推進してきた都城市ですが、初めて予算をつけて施行するものでございます。各中学校区にコアティーチャーを置き、この先生を中心に学力向上を推進します。また、指定校には多くの学習用の用紙等を運び入れ、学力を向上させることに活用いたします。市内の全中学校校区を3年かけて指定いたしますので、来年度は5中学校区を指定していきます。予算は約150万円でございます。

続きまして、3ページでございます。

中学校教員支援事業でございます。この事業は、1学年が4学級以上の大規模中学校に印刷、授業の準備、片付け等の補助、小テスト等の丸つけ、学校ホームページの記事更新等の雑務を引き受けてもらう支援員を配置します。県内初の取り組みでございます。1つの学年3学級程度の中規模学校では、担任と副担任がそれぞれの学級に一人ずつつきますが、4学級以上の大規模校では、担任はいても副担任がすべての学級に張りつきません。当然、雑務が多くなるわけでございます。そこで、教師が子どもたちに向かい合う時間を増やすために、こうした支援員を置きます。予算は約150万円でございます。

続いて、4ページでございます。

中学校海外交流事業でございます。この事業は、市内在住の中学生をオーストラリアに派遣するものであります。今年度は10名の生徒を派遣しましたが、来年は倍増して20名を派遣いたします。このことにしたがって、引率者を1名減らし4名といたします。予算は760万円でございます。

続きまして、5ページでございます。

ALTによる語学指導事業でございます。この事業は、今年度14名であったALTを1名増員させて15名とするものでございます。新学習指導要領の改定により、小学校の3、4年生から外国語活動、小学校5、6年生からは英語科が始まります。そのためにも、外国語指導助手に活躍をしてもらいたいと考えております。

続いて6ページでございます。

小学校図書館サポーター配置事業でございます。この事業によって、図書館に通う子どもが確実に増えております。また、子どもの借りる本の冊数も増え、効果を上げております。本事業は、来年2名を増員しまして22名といたします。予算は約1500万円でございます。

以上でございます。

○小西委員長

ありがとうございました。

それでは、スポーツ振興課お願いいたします。

○スポーツ振興課副課長

スポーツ振興課といたしましては、前年度と比較しますと、2億2700万円のマイナスとなっております。マイナスの原因は、体育施設整備事業、山之口体育館耐震補強大規模改造工事が終了したことによるものです。

新規の事業といたしましては、課別当初予算の状況の76ページをお開きください。

都城運動公園陸上競技場公認継続事業となります。事業費は約1千万円で、5年に1回の4種公認継続のための事前準備、事前整備ということになります。整備内容は、コースラインテープの張り替えや走路舗装、フリップ調整及び点検料などということになります。

続きまして、特色ある主な事業の説明をいたします。

こちらは7ページをお開きください。

都城運動公園整備事業となります。都城運動公園野球場の大規模改修を行うもので、平成28年度から整備をしており、平成29年度は約7千万円の予算で、ラバーフェンスの全面改修、フェールゾーンのブルペン設置や室内ブルペン改修、内外野グラウンド整備を行う予定です。

以上で終わります。

○小西委員長

ありがとうございました。

生涯学習課お願いします。

○生涯学習課長

生涯学習課の平成29年度特色ある主な事業についてご説明いたします。

生涯学習課では、合併特例債事業を財源として祝吉地区・沖水地区・志和池地区の3地区の公民館建設事業を実施いたします。現在、地区公民館整備事業は、築年数が古い施設から順番に建て替えを実施していく方針としており、生涯学習及び社会教育の充実を図るとともに、地域の福祉やコミュニティ活動の場として整備いたします。

それでは、8ページをご覧ください。

まず、祝吉地区公民館は、昨年度から事業を開始しており、今年度はスケジュールをご覧ください。造成工事と建設工事に着手します。平成30年度建設工事が終了後、旧施設の解体、駐車場などの外構工事を行い、平成31年4月から本格的供用開始の予定でございます。総事業費は約7億5500万円で、平成29年度当初では約1億1700万円を計上しております。

次に、9ページをご覧ください。

沖水地区公民館建設事業につきましては、北消防署移転解体後に建設に着手する予定で、沖水地区市民センターも併設して、平成29年度から32年度にかけて実施する予定としており、平成33年4月から本格供用開始の予定でございます。今年度はスケジュールのとおり、実施設計、地質調査の予定でございます。総事業費は約7億4200万円で、平成29年度当初は約9700万円を計上しております。

最後に10ページをご覧ください。

志和池地区公民館建設事業につきましては、現公民館の敷地西側隣の都城市志和池福祉センター駐車場の一部を福祉課から分筆し、公民館と志和池地区市民センターを併設して、平成29年度から32年度にかけて実施する予定で、平成33年4月から本格供用開始の予定でございます。今年度は、沖水と同じく実施設計、地質調査の予定でございます。総事業費は5億6800万円で、平成29年度当初予算では約4800万円を計上しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。それでは、文化財課お願いいたします。

○文化財課長

文化財課の平成29年度の一般会計当初予算のうち主な事業について説明いたします。

まず、各課事業別の事業の中で、92ページをご覧ください。

下段の埋蔵文化財保存活用整備事業でございます。この事業は、国の2分の1の補助を受けまして、平成22年度より実施しております出土品の整理作業や出前授業、体験学習、企画展、講演会などを行うための事業でございます。後ほど報告第119号で報告させていただく「埋文活用のしおり」についてもこの事業でございます。今年度実績に関しまして申しますと、1月末現在トータルで約1万人の方にご利用いただいております。

次に、93ページをお開きください。

上段の文化財遺産分野別資料集作成事業（都城市の中世城館）でございます。

平成26年7月に都城の文化財を刊行いたしました。その中のそれぞれの分野での専門的な問い合わせが非常に増えている状況です。そこで今回は、まちづくりや地域活性化の材料として利用していただき、本市の文化財を広く市内外にPRするため、合併前の旧市で刊行して

おりまして、現在品切れになっております「都城市の中世城館」に旧4町の中世城館を追加した増補改訂版を刊行するものでございます。刊行部数は500部を予定しております。

最後に、その下段の大島畠田遺跡管理事業です。新規事業でございます。

これは、本年の3月末で国庫事業として整備を行ってまいりました大島畠田遺跡整備に関しまして、3月末で完了いたします。これに伴いまして、当地の草刈り、トイレ管理等を行うための経費を平成29年度から新たに計上しております。

以上が文化財課の主な事業でございます。よろしく申し上げます。

○小西委員長

ありがとうございました。次は、学校給食課お願いいたします。

○学校給食課長

それでは、学校給食課の当初予算について説明を申し上げます。

まず、歳入であります。19ページをご覧くださいと思います。収入といたしましては、自動販売機の設置使用料、電柱敷地等の使用料、太陽光発電による売電収入といたしまして91万円を計上いたしております。

続きまして、歳出について説明いたします。

まず、96ページ上段、都城学校給食センター管理運営費でございますが、主なものといたしましては、調理及び配送業務などの委託料として2億6308万3千円、電気水道料などの光熱水費5754万円となっております。

次に、96ページ下段の山之口学校給食センター管理運営費から98ページ上段の高崎学校給食センター管理運営費までの4事業につきましては、総合支所管内にあります4つの学校給食センターの管理運営に要する経費でございますので、一括して説明いたします。

主なものといたしましては、都城学校給食センターと同様、委託料、光熱水費のほか、嘱託職員の賃金、燃料費、修繕料等となっております。

最後に、98ページ下段の都城学校給食センター施設整備事業でございますが、これは5つの学校給食センターの施設修繕や厨房機器等の計画的な更新に要する経費を計上いたしております。

以上、学校給食課の平成29年度の歳出予算といたしましては、6事業、合計4億9095万9千円となっております。

以上です。

○小西委員長

ありがとうございました。それでは続いて、図書館お願いいたします。

○図書館長

図書館の歳出予算について説明いたします。

継続事業6事業の事業費を計上し、歳出予算総額は9120万2千円となりました。前年度と比較しますと、24万3千円の増となりました。主な事業のみご説明いたします。

説明資料の99ページ、下の段をご覧ください。

図書館管理運営事業についてご説明いたします。予算額は6609万4千円を計上いたしました。本事業は、市立図書館本館及び高城図書館の窓口業務委託や図書館管理システム施設警備、清掃業務などの委託料や光熱費など、図書館の管理運営に要する経費であります。窓口業務委託については、平成23年度からNPO法人本の杜ゆうゆうに業務を委託しております。

続きまして、100ページの上の段をご覧ください。図書充実費についてご説明いたします。

予算額は2330万3千円を計上いたしました。これは主に、図書館本館、移動図書館くれよん号及び高城図書館に配架する図書購入費及び新聞定期刊行物購読料等による経費でございます。

続きまして、説明資料の101ページの下の段をご覧ください。ブックプレゼント事業についてご説明いたします。

平成26年度から参加者数の拡大及び参加者の利便性を考慮し、福祉部こども課事業の4ヶ月健康相談の時に、初めての読み聞かせの講座の事業を実施しておりますが、この会場で、読み聞かせとあわせて絵本のプレゼントをすることにより、保護者が読み聞かせの使用をその日から実践できるようにするものです。内訳は、750円掛ける対象者が1600人ということでの8掛け、100%来られませんので、8割ということで、96万円計上しております。

以上で、予算の説明を終わります。

○小西委員長

ありがとうございました。続いて、美術館お願いいたします。

○美術館長

美術館の当初予算についてご説明を申し上げます。

まず歳入から説明資料の21ページをご覧ください。主なものは、美術館の使用料及び市美展の出品料等で、総額144万8千円を計上しております。

次に歳出ですが、資料の102ページから104ページまで、美術館管理運営費を含めまして6事業、総額5851万7千円を計上しております。主な事業のご説明を申し上げます。

103ページの上段、市美術展事業ですが、平成29年度で64回目を迎えることとなります。会期は9月17日から10月2日までの予定としております。例年350点から400点程度の出展があります。事業費の総額は312万4千円で、主な支出は報償費で、内容は審査員、実行委員の謝礼及び入賞者の賞金等でございます。

続きまして、104ページの上段、特別展企画展事業ですが、こちらは運営委員会方式をとっておりまして、市の負担金として1950万円を計上しております。こちらは例年放送局や新聞社などと共催という形をとりまして、有料の特別展を年1回企画するものです。本年度は、タイトルとしてはまだ仮称の段階なのですが、「メッセージ2017 南九州の現代作家たち」という展覧会を10月20日から12月3日の予定で準備をしているところです。この特別展は、美術館開館後10年、平成9年から10年ごとに企画している若手の新進の現代作家、南九州に拠点を置く作家、南九州出身の作家等に焦点をあてて自主企画として10年ごとに行っているもので、今回で3回目ということになります。主な支出は、ポスターなどの印刷製作費、会場設営の委託費、開催負担金、監視員の賃金などです。

以上です。

○小西委員長

ありがとうございました。島津邸館長お願いします。

○都城島津邸館長

今年度予算は昨年度予算に比べまして1329万4千円減額の4153万7千円でございますが、こちらについては最後に説明申し上げます。

平成29年度特色ある主な事業の11ページをご覧ください。

こちらのほうは、都城島津伝承館特別展開催事業でございます。こちらにつきましては、2事業概要に記載のあるとおり、平成29年度は、徳川慶喜が政権を朝廷に返上した大政奉還か

ら150年、西郷隆盛を中心に起こった最後の不平士族の反乱西南戦争から140周年を迎える年でございます、これらの色々な出来事が新たな時代の幕開けである明治維新に向けて大きな転機があったところです。さらに、平成30年の1月から放送予定のNHK大河ドラマが「西郷どん」に決定しましたので、都城の人々の活躍を西郷隆盛と絡めて紹介する特別展を開催する計画をしているところでございます。

展示会の名称は「幕末維新の動乱と都城」で、あと西郷隆盛と都城島津家の関わりを描く展示にしたいと考えているところです。展示期間は、今年10月中旬から11月下旬の40日間で、予算額は皆さんの紙には7002万円と書いてありますが、こちらのほうが730万8千円に修正をお願いいたします。増額となっているところでございます。こちらについては、簡単な写真、絵が載っておりますが、西郷隆盛の肖像画とか、色々な記念の筆などを展示したいと考えているところです。

続きまして、先ほどの説明の続きですが、予算委員会説明資料の107ページをご覧ください。

下段のほうに書いてあります本宅襖修繕事業の経費は、249万6千円の財源がついております。上段にあるのは通常の史料修復事業でございます、今回は本宅の襖に関する修繕を新たに入れ込みまして、プラス249万6千円の修繕を行うところでございます。そして、その前のページでございますが、今回減額になりましたのが、現在行っております後藤家伝来史料調査事業を国庫補助で行ってございましたが、こちらが事業終了ということで、丸々600万円ほど減額となっております。それから、今年度まで行っております重文指定公開書類施設記念展の開催の終了ということで、合わせまして約1300万円程度が減額の理由となっているところです。

島津邸でございます。今年度予算は昨年度予算に比べまして1329万4千円減額の4153万7千円でございますが、こちらについてはまた最後に説明申し上げます。

平成29年度特色ある主な事業の11ページをご覧ください。

こちらのほうは、都城島津伝承館特別展開催事業ということでございます。こちらにつきましては、2事業概要に記載のあるとおり、平成29年度は、徳川慶喜が政権を朝廷に返上した大政奉還から150年、西郷隆盛を中心に起こった最後の不平士族の反乱西南戦争から140周年を迎える時でございます、これらの色々な出来事が新たな時代の幕開けである明治維新に向けて大きな転機があったところでございます。さらに、平成30年の1月から放送予定のNHK大河ドラマが「西郷どん」に決定しましたので、こちらを絡めまして、都城の人々の活躍を西郷隆盛と絡めて紹介する特別展を開催する計画をしているところでございます。

展示会の名称は「幕末維新の動乱と都城」ということで、あと西郷隆盛と都城島津家を描く展示にしたいと考えているところです。展示期間は、今年10月中旬から11月下旬の40日間で、予算額は皆さんの紙には7002万円と書いてありますが、こちらのほうが730万8千円に修正をお願いいたします。増額となっているところでございます。こちらについては、簡単な写真、絵が載っておりますが、西郷隆盛の肖像画とか、色々な記念の筆などを展示したいと考えているところでございます。

続きまして、先ほどの説明の続きですが、予算委員会説明資料の107ページをご覧ください。

今年度事業でプラスになりましたのが、下段のほうに書いてあります本宅襖修繕事業の経費ということで、249万6千円の財源がついております。こちらにつきましては、上に書いて

あるのは通常の資料修復事業でございまして、今回は本宅の襖に関する修繕を新たに入れ込みまして、プラス249万6千円の修繕を行うところでございます。そして、その前のページでございまして、今回減りましたのが、現在行っております後藤家伝来史料調査事業を国庫補助でやっておりましたが、こちらが事業終了ということで、丸々600万円ほど減額となっております。それから、現在行っております重文指定公開書類施設記念展の開催の終了ということで、合わせまして約1300万円程度が減額の理由となっているところでございます。

以上です。

○小西委員長

ありがとうございました。それでは、山之口地域振興課お願いいたします。

○山之口地域振興課長

それでは、山之口地域振興課の当初予算についてご説明いたします。歳出について説明いたします。

委員会説明資料は109ページから111ページまでの5事業となります。歳出総額は1280万千円となっております。

それでは、主な事業についてご説明いたします。

110ページの上の段、地区公民館費、予算額859万4千円で、主な経費は嘱託職員2名分の賃金、241万4千円、光熱水費108万円、施設清掃業務などの委託料115万5千円、自治公民館運営費補助金など負担金補助及び交付金309万5千円となっております。

次に、111ページの下段、体育施設維持管理費、予算額228万円で、主な経費は、施設修繕料などの修繕料80万円、施設清掃業務や地区体育館指定管理事業などの委託料123万6千円となっております。

以上で説明を終わります。

○小西委員長

ありがとうございました。次に、高城地域振興課お願いいたします。

○高城地域振興課長

それでは、高城地域振興課分の主な当初予算についてご説明申し上げます。

まず歳入につきましては、委員会説明資料の28ページから32ページにかけまして、合計3569万8千円を計上いたしております。主なものは、幼稚園の授業料や地区公民館分館の使用料、郷土資料館の入館料となっております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

歳出予算といたしましては、総額1億2769万2千円を計上いたしております。主なものといたしまして、委員会説明資料114ページ下段の体育施設維持管理費でございまして、こちらは、高城運動公園や勤労青少年ホーム等の施設及びクラブハウス、屋内競技場の指定管理に係る委託料や高城公園多目的広場ウインターオーバーシード管理業務委託と、高城農村環境改善センターのエントランス庇改修工事費でございまして、6629万3千円を計上いたしました。

なお、課別当初予算の状況の5ページに脚注の1として、体育施設維持管理費が平成29年度より教育委員会の所管となりまして、記載しておりますが、この体育施設維持管理費につきましては、高城運動公園分が教育委員会へ所管替えとなり、その他の地区体育施設等は引き続き地域振興課で所管することになります。

次に、委員会説明資料115ページ、116ページでございまして、こちらが地区内にあり

ます高城・石山・有水の3幼稚園の管理運営に要する経費として、合計2339万4千円を計上いたしました。主なものといたしまして、幼稚園教諭や特別支援員として雇用しております非常勤嘱託職員の賃金、共済費、そして、預り保育のパート職員の賃金、さらに、学校医・学校薬剤師の報酬となります。

以上で、高城地域振興課の説明は終わります。よろしくお願ひします。

○小西委員長

ありがとうございました。次に、山田地域振興課お願ひいたします。

○山田地域振興課長

それでは、山田地域振興課の教育に係る当初予算についてご説明申し上げます。

まず、歳入を説明いたします。説明資料の33ページ及び34ページをご覧ください。

主なものは総合センター使用料及び電柱敷地等使用料でございます。歳入合計は48万3千円でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。説明資料の117ページからになります。

平成29年度は、地区公民館としての機能を有する山田総合センターの貸館、維持管理、自公連の支援、体育施設の維持管理やスポーツ推進、社会教育活動の支援などを継続して行ってまいります。

主なものについてご説明申し上げます。

説明資料の117ページの下段、山田総合センター管理費の1186万4千円は、施設の管理運営に必要な光熱水費や施設警備、施設清掃業務委託料等でございます。

次に118ページをご覧ください。上段の地区公民館費366万2千円の主な支出は、自治公民館活動の推進に要する経費でございます。下段の自治公民館建設支援事業（クリーンセンター管内）の224万千円は、修行自治公民館整備に伴う設計委託料を補助するものでございます。歳出総額は1842万7千円で、前年度と比較して235万3千円の減となっております。

以上で、地域振興課の説明は終わります。

○小西委員長

ありがとうございました。最後になりますが、高崎地域振興課お願ひいたします。

○高崎地域振興課長

高崎地域振興課の教育関連の事業につきまして説明いたします。

特色のある事業は特にありませんが、歳出総額2917万千円で、前年度と比較しまして136万3千円の増額となっております。この中で主なものとしまして、事業No.171番、予算委員会説明資料122ページの下段の地区公民館費が1189万6千円と高崎の教育関連事業費の約4割を占めております。これは、地区公民館の管理運営に必要な非常勤嘱託職員に関わる賃金や自治公民館に対する補助金等が大きいところによるものです。

また、事業No.174、説明資料の124ページの上段になりますスポーツ団体の運営費ですが、昨年度より128万3千円の増額となっております。これは、2年に1回開催されます高崎地区体育祭りの運営費補助金を計上したことによるものです。

以上、高崎地域振興課の教育関連事業の説明を終わります。

○小西委員長

ありがとうございました。全ての課の説明をいただきましたが、説明の補充はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お尋ねがありましたらお願いします。

○濱田委員

生涯学習課なのですが、今回出されているのは公民館の建て替えということになります。当地の公民館は色々なこと、ここの公民館を使ってされているとは思いますが、建て替えにあたって、特色ある事業なのですが、単に建てるだけでなく、その中で何かやっつけようというように特色、そういう試みというのは同時に出されているというか、そういうものを盛り込んでいるという点での特色は何があるのでしょうか。

○生涯学習課長

今回、祝吉地区公民館から、建て替えの時に、子育てと高齢者を一体化する多目的な部屋を作ったりとか、多目的ホールというのが、今回、成人式をしたりとかそういうことができるように、提案を出して、建設はする予定ではございます。

○濱田委員

それは、祝吉地区はそういう子育てをここでも担ってもらおうとそういう形でおそらく提案は出されているということですが、ほかの公民館では別のそういう提案というものも。

○生涯学習課長

基本は、部屋の配置もそうですが、部屋に対しまして、同じような部屋の作りではありません。ただ、地域によって若干そこが違うこともございます。

○濱田委員

面積とかは違ってきますよね。

○生涯学習課長

面積は公立公民館の整備計画の基本方針に基づきまして、床面積の上限は決まっております。ただ、それにつきましては、色々協議していきながら、実際にどの位の床面積というのは決まります。

○濱田委員

床面積はこういう公的な建物だから決められるというのはあるのですが、結構それが不便で、設計に当たって不便があつて、利用者側の部屋の配置だとか、結構不便な場合もあつて、その辺の融通はどうかと思います。

○生涯学習課長

現在、祝吉は建設の計画を立てているところでございますが、自治公民館長会におきまして、部屋の配置とかに関しましては協議を行って、なるべく地域の方の意見を反映する形では建設計画は進めております。

○小西委員長

例えば、祝吉だったか、沖水だったかちょっと記憶が曖昧ですが、二階建てだと高齢者が階段を上がりにくかったので、平屋にするような意見が議会でも、地域の議員さんが出されておられるのを何回かお聞きいたしましたけれども、多分、そういう部分なのではないでしょうか。

○生涯学習課長

基本的にこれから建設するものにつきましては、バリアフリー化ということで、平屋建てにするつもりではございます。

○濱田委員

以前、西岳の小学校のクラブハウスに、乗り入れみたいなそういう試みがここでは必要ないのかもしれないけれども、そういう新しい試みが建物に組み込まれるといいなど。

○教育部長

今の祝吉と沖水と志和池については、工事をしているのは祝吉と沖水だけなのです。沖水は、北消防署が新しく移転、北消防署を取り壊してから整備していくもので、まだ、4月以降に改めて地元説明をして、スケジュール、レイアウト、しかも沖水地区で地区の方々から、こういう公民館として作りたいといった声も、今から4月以降に地元説明をしていくと。志和池もそういう形です。地区から要望書が市長あてに上がってきております。新しく教育委員会が作っております建設基本方針、今まで二階建てだったものをすべて一階平屋でバリアフリー化していく。しかも、陸屋根だったものを寄せ屋根にして、建物の延命化も図っていく。なおかつ、多目的ホールとって、非常に汎用的な使い方ができる。区切ることができる、取り外してできるとか、そういった色々なものを、建設工事の中には生涯学習課は入れていただいているのですけれども、ただ、祝吉については、よその地区に比べて非常に若い世代が多い地区なのです。だから、高齢者とか、若い世代の憩いの場、交流の場を何か特徴にできないかと。ただほかの地区がどういうものはこれから、もう少ししながら、ただ、経費的な部分、面積の部分とか、ある程度、足かせがあるものですから、ここをどのようにしていきながらやっていけるかとか、40何年もずっと建てっぱなしで、建て替えも今までやってこなかったのですが、それを年次的に建て替えていこうと思うのですから、特色のある事業ということにはなると。ずっと40何年古いままを直し直ししながらやってきたものですから、非常に地区の方も関心が強いと思っていますところ。

また、詳しい内容とかが地元の方との交渉の中でも、できればまた教育委員会の中でもお知らせができるのではないかと思います。

○濱田委員

楽しみにしています。

○教育長

中学校の教育支援の事業の3ページは、業務が沢山ありますが、単価はどれぐらいですか。

○学校教育課長

市の単価と同じくらいでしたので、1時間750円です。どなたにやらしてもらおうかということで、実は南九州大学にお願いをしているところです。これだけ沢山仕事をやって750円は、週2回ということで、業務内容は沢山ありますが、それは時間で縛りますので、大丈夫と思います。何から何まで、全部させようということではありません。

○教育長

随分と作業が沢山あるから、コンビニの店員とまた違った意味で大変な作業ですね。

○学校教育課長

インターンみたいにして出したいと、南九州大学のほうに聞いていますので、一応、利害関係は一致していると思います。

○教育長

交通費なしですか。

○学校教育課長

交通費なしです。

○赤松委員

それに関連して、今の中学校教員支援事業については、実質、12学級以上ある中学校5校に1名ずつですか。

○学校教育課長

はい。

○赤松委員

この仕事の中で、丸つけ作業については構わないのですけれども、わかっているかわかっていないかというのをその方が把握したことが、教科担任にどうつながっていくのかというのが大きな課題で、結局、教科担任が丸をつけることによって、〇〇君はここがわかっていないねとか、そういうことを頭に入れながら、自分の教科の次の時間に対応していくのですが、この丸つけ作業というのは、忙しい業務を手伝うという意味ではいいのですが、学力向上とか、指導方法の改善とか、そういうものにつなげていくためにはその部分を大事にしないといけないと思います。丸付けした結果が届いたよとぼんと担任が子どもに配らせる。担任は誰君のどこがわかっているのか、わかっていないのかとということがわからないまま流れていくということでは、私は本来ではないような気がします。そこ辺も検討して、丸つけはいかがなものかという気持ちがちょっとありますので、意見を言わせていただきました。

○学校教育課長

市担当の先生へのおつなぎとか、いうことも含めた上で、校長先生には、きんとした指導を行っていただきたいと思っております。

○赤松委員

丸つけをした時に、極端に理解が届いていないとか、そういう子どもについては、例えば、付箋なりが張ってあって、その付箋でこの部分がわかっていませんよというような細かな連絡が指導する教科担任につながっていかないと学力向上に結びつかないので、そこ辺の配慮が必要だろうと私は思って、言わせていただきました。

○学校教育課長

ありがとうございます。

○小西委員長

十分な配慮が届きますように、お祈りしております。

ほかにお尋ねはありませんか。

図書館にお尋ねしたいと思います。

ブックプレゼントの配布用の絵本代というものが出ておりますが、これは何冊ぐらい予定されているのでしょうか。

○図書館長

ここには750円の1600冊で書いてあるのですけれども、大体種類としては、5種類から6種類を予算程度の絵本を準備して、健康相談の時に持って行って、保護者の方に選んでもらっています。

○小西委員長

具体的には5種類ぐらいを提示されて、お母さんが好みのものを持って行かれるというイメージでよろしいのでしょうか。

わかりました。

ほかにお尋ねはよろしいでしょうか。

○赤松委員

部長さんのほうから丁寧な説明をいただきました。都城市の一般会計がどれだけあって、そのうちの何%が教育費なのかということがよくわかりました。また、用語の説明も丁寧になさ

れていて、これも全体的なものを把握する上で大変ありがたいことだなと思いました。これを見せていただいて、年度によってこんなに色々違いが出るのだなと思いました。今日の説明を聞くと、色々な建設関係の調査なりのことが今年は数多く行われるというお話でしたから、来年、再来年は減額ではなくて増額になるのかなと思って、期待したいと思っているところです。いい資料をお示しくださって、ようやく、全体的なものに占める教育予算の割合が見えるようになって、大変うれしく思いました。

それから平成28年、29年の予算額を比べてみますと、教育総務課とか、学校教育課とかあわせて35、6%になるのです。あと、学校給食課が10%から12%前後に大体なるのです。%を出してみたら、例年、教育総務課と学校教育課の予算、あるいは学校給食課の予算がこのくらいの割合で推移をしているのです。

○教育部長

今の段階では、多分、各年度で変わっていくと思います。あるいは施設整備費という部分で、学校給食課は大きなセンターが10年を過ぎましたということで、様々な備品も含めて、建物の改修も含めて、今から非常に膨大な経費が出てくる。それも計画的に今からやっていかなければいけないと思います。学校とか、ハード面については、ある程度計画的に進めていくということになります。今、公共施設管理運営計画というのがあって、市全体で相当な経費を圧縮して、公共施設を維持管理していくという考え方がある中で、市全体の中で方針が決まっておりますので、学校施設ということとほかにも公民館のような教育施設をどう維持管理していくかというの、これからもっと多く知恵を出していかないと経費も少しずつ圧縮されていくと思います。

ハード事業で教育費が左右されるということではなくて、やはりもっとソフト事業を、今回は学校教育課がほとんどソフト事業が多いのですけれども、人件費だけではなくて、先ほど今年は工事が3つくらい大きな新規事業をやっておりますので、そういう事業はもっと増えていくのかなと。非常に好ましい予算の作り方なのかと思うところです。

教育長ともお話をさせていただいて、まだまだ教育費が少ないですねと、ハードで教育費が変わるものですから、ソフト事業というのは全然伸びていないということもありますので、平成29年度はそういった学力向上のための支援、人を配置するといった形のソフト事業での経費が少しずつ、市長にも理解をいただいて支援が始まったかと思います。今からそれがもっともっと充実していくことが必要なのかなと思います。

○赤松委員

13億円の市の予算増で1.7%増えているのに、4.7億円減、10.1%減っているのはちょっと寂しい気がいたします。

○教育長

5.1%でしょう、都城市の場合は、多いとは言えないですね。

○教育部長

また、ハード関係、学校の校舎建て替えて、老朽化している。先ほど、教育総務課長が申し上げたように、五十市小学校とか、西小学校とか、祝吉小学校とか、もう建て替えをしていて人口が非常に増えていく学校については、二階建てを三階建てに建て替えていくところも必要です。逆に非常に過疎化が進む、御池小学校は明後日休校式ですけれども、子どもたちの数が伸びないそういう学校は、それを今後どうしていくのかという、色々な形で研究していないといけない気がします。同じ状態ではなくて、色々自体が変わってくるのだらうと思います。

○教育長

本当によく目に見えるようになったから非常に助かります。

○教育部長

財政課と話をしながらこんなものがあればいいよねという話で、竹下副課長が話を進めてくれたので、また来年以降はもっといいものを作って、先生方からは色々ご意見いただければいいかなと思います。

○小西委員長

赤松委員のご提案もよかったと思いますけれども、どうもありがとうございました。

それでは、ほかにお尋ねはよろしいでしょうか。

○教育総務課竹下副課長

以前、濱田委員のほうから、昭和30年代の教育費が高かったのではないかと、調べてくださいと言われて調べたのですが、昭和39年以降の台帳しかなくて、その当時、市の一般会計総額が約9億円です。そのうち教育費が9700万円、約11%という。その後の昭和45年になりますと、35億円に對しまして3億2千万円、約9%になります。ちなみに民生費、市の予算の中で一番を占める割合の民生費は、昭和39年でも17%、昭和45年は19%。教育費よりも民生費のほうが多い。

○小西委員長

それでは、議案の61号、62号はよろしいでしょうか。

それでは、61号、62号を決定させていただきます。

○小西委員長

議案第66号をお願いいたします。

○教育総務課長

それでは、議案第66号 委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定について、ご説明いたします。

開けていただきまして、現在、小西委員長の任期は2月24日までとなっております。同時に職務代理者であります赤松委員も2月24日までという任期となっております。また、中原委員は、12月議会におきまして、教育委員として議会の同意を得られましたので、2月25日付でまた新たに任命をされる予定となっております。昨年度までは委員長の任期が終了し、新たな委員が任命される2月25日に臨時の教育委員会を開催して、そこで委員長の選出と職務代理者の選出をしておりましたが、県内の他の教育委員会の選出の状況を確認したところ、任期終了前直近の教育委員会で、委員長の選出、指定等を行っているということでしたので、今年度は2月25日に臨時の教育委員会を開くことなく、本日举行計画にしております。

指定につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する規則等に書かれておりとなっております。また、都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則第17条第1項では、委員長の選出方法について、また、第2項では、指名推薦の方法について規定されておりますので、皆様のご審議をお願いしたいと思います。

○小西委員長

それでは、ただいまの説明についてのご質問はよろしいでしょうか。

それでは、ただいまの説明のとおり、委員長の選任については選挙または指名推薦の方法がありますが、どちらにしましょうか。

○中原委員

指名をお願いします。

○小西委員長

指名の方法でよろしいでしょうか。

それでは、指名推薦で行うことにいたします。ご提案がありましたらお願いいたします。

○赤松委員

小西先生が適任だと、私、ご一緒させていただいて感じておりますが、ほかの方がご異議なければ、ぜひ、小西委員長を再度お引き受けいただきたいと思います。

○小西委員長

いかがでしょうか。

あと1年で教育委員会の制度が変わります。最後の1年はとても大事だと思っておりますが、大丈夫でしょうか。

○赤松委員

適任だと思います。ぜひ、お引き受けいただきたいと思います。

○小西委員長

あと1年、頑張らせていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、委員長職務代理者の指名についてですが、選挙または指名推薦で、どちらでいきましょうか。

○濱田委員

指名をお願いします。

○小西委員長

指名でというご意見ですが、よろしいでしょうか。

それでは、指名の方法でいたします。

指名でご推薦をお願いいたします。

○中原委員

赤松先生にぜひお願いしたいと思います。

○赤松委員

私も本当に役が担えるかと思うのですけれども。

○小西委員長

それでは、皆さんの賛成で、赤松委員に職務代理者をお願いいたします。

○小西委員長

報告第119号、議案第72号をお願いいたします。

○文化財課長

埋文活用しおりにつきましては、埋蔵文化財保存活用整備事業をPRするため、別紙のとおり作成しまして、各学校に配布しているものでございます。このしおりでございます。

これは、昨年は教育長の写真にしておりましたが、今年は申し訳ないので、職員にしております。各学校の次年度事業計画等を策定する時期が今でございますので、前の年度にあります今の時期に、平成29年度を前もってしおりという形で配布をするものでございます。埋文活用事業は、平成22年度から実施しております。市内の遺跡等から出土した遺物等や読本「都城の歴史と人物」などを活用した出前授業や体験学習を事前に開催希望のあった小・中学校を優先して実施しております。今年度は小中学校33校で52回、今のところ実施しております。申し添えますと、平成29年度でも、先ほど申しましたけれども、開催希望の調査をやってお

りますが、既に20校ぐらいから申し込みをいただいております。

以上、報告でございます。

次に、議案第72号 文化財の指定でございます。

11月の定例教育委員会でご審議いただきまして、文化財保護審議会に諮問しておりましたが、今般、同審議会におきまして、都城市指定文化財の指定に値するという答申が出まして、今回お願いするものでございます。議案第72号 2ページ目が指定しようとする文化財、3ページ目がその調書でございます。次のページに、教育委員会あての文化財保護審議会からの答申を添付しております。

前回の説明と重複いたしますけれども、指定しようとしております脇指は、歴史資料館で所蔵しております刀のうち、その美術工芸品としても希少価値が地元都城の刀工である点などを考慮いたしまして、市指定文化財に相当するのではないかとということで、条例の規定に基づきまして文化財保護審議会に諮問しておりました。

この脇指は、1504年、天正元年12月、日州正次作（日州は現宮崎県ですけれども）となっております。日向の国の別称で、室町時代に刀工として都城市に移り住んでいたという正次という方が作ったとされる刀でございます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

○小西委員長

ありがとうございました。

報告と議案とお尋ねがありましたらお願いたします。

報告のほうでお尋ねいたします。

大変、学校からの申し込みが多くて嬉しいことだと思いますが、保護者の対象といった、注意事項の9番目ですね。児童・生徒の対象外も無料ですが、保護者は対象と教材とする場合は、実費負担というのは、保護者というのは別に会を設けるのですか。それとも。

○文化財課長

今、講座申込みを受け付けておりますのは授業の一環のもので、保護者の方がやるのは別に申し込んでいただければ、今現にやっております、家庭教育学級とか、色々来てくれということでやっております。そういう形をとっております。

○小西委員長

わかりました。

○教育長

毎年、同じ学校が申し込まれますか。

○文化財課長

先生が熱心な方がいらっしゃる学校がということであれば、やはり、同じ学校になりますので。今回、6年生向けにアンケートを、次回にアンケート結果を報告いたしますけど、ほぼパーフェクトでした。体験学習以外でも、例えば課外授業とか、歴史読本を使った授業とかやっているかどうか、6年生をターゲットにアンケートをとりましたら、小学校6年で3クラスのみやっていない。あと全部やっていて、その3クラスの先生も3月までにはやりますという確約をいただきましたので、そうすると100%となります。これは非常にありがたくて、歴史読本を使っているというものに対しても、我々も嬉しかったものですから。今もおっしゃるように、熱心なのは同じ先生が熱心です。確かに。

○教育長

刀の件ですが、この方は山形からこちらに移って来た人と考えられるのですか。

○文化財課長

月山でございますが、この月山の中で刀鍛冶がいらっしやって、その方の流れをくむ方が都城に越してきて、こちらで刀を作っていたと、伝承ですからちょっとわかりませんが。

○小西委員長

先日刀展を拝見させていただいたのですが、その後資料館に行って、月山からみえたと説明があつて、今まで何回も行っていながら、都城の刀鍛冶は月山から見えた人々によることを改めて知ったのですが。もう少しPRをしていただければという気がしました。

○文化財課長

前回もお見せしたのですけれども、刀の名前が日州、先ほどいった宮崎という日州らしいですけれども、この方はマサアキさんという方らしいですけど、実は、非常に評判がよかったものですから、平成29年度にまた刀展をやらさせていただこうかなと思っております。秋頃に向けて今準備をしております。そうすると今度は、もっとすごい刀があちこちで探しています。その時はよろしく願いいたします。

○小西委員長

何かちょっと、人数が少なくてもったいないなあと思いました。雨が降っていて、とても寒くて、条件の悪い日だったのですけれども。

○文化財課長

鹿児島から若い女性何人が来られて、どこから来たの？と話したら、鹿児島から来ていると。情報は、いわゆる刀剣女子といいますが、鹿児島からわざわざ来て、どこで知ったかというホームページで知ったという方がみえてました。

○小西委員長

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、報告第119号、議案第72号を承認と決定させていただきます。

○小西委員長

それでは、美術館長に報告第121号を説明いただきたいと思います。

○美術館長

報告第121号です。前回の2月定例会で収集委員会への諮問について付議をいたしました件の答申になります。美術館作品収集委員会からの答申ということになります。

2月26日付で収集委員会のほうで諮問しました作品収集について、UMKテレビからの寄託作品、山田新一の作品9点、それと、都城出身の画家でスペインに在住されております又木啓子さんからの作品の寄贈、岡野耕三さんの作品2点、合わせて11点の収集についての諮問について、収集を了解するという旨の答申をいただきましたので、ご報告いたします。

以上です。

○小西委員長

ありがとうございます。

報告第121号についてのお尋ねがありましたらお願いします。

○赤松委員

2ページ目の9番の次のところに、土屋さんという方のコメントが、人物ではNo.2、3、4、9が展示に耐えうるというコメントが作品の名前がないところに書いてあるのですが、これは何かあるのでしょうか。

○美術館長

これは、ここの9点の内の中で山田新一が習作として書いた作品が主に入っておりまして、作品の製作過程を見る上では、非常に資料としては重要な作品ではあるが、1点の絵として展示するには作品の質がそれほどでもないという意味で2、3、4、9は作品として展示しても鑑賞に耐え得るという意味で書かれているということです。

○赤松委員

9つの作品に対する全体的な評価を土屋先生がされたということですね。

○濱田委員

評価をされた土屋先生という方とか、末永先生とか、石川先生という方とか、この方たちは都城の方ですか。

○美術館長

ちがいます。末永先生は、福岡市立美術館、アジア美術館の館長・顧問を歴任されて、現在は福岡市の文化制作アドバイザーをされている方で、うちのほうの美術館の顧問を長くお願いしている方です。土屋先生は、県立美術館の学芸課長をされて、顧問をされた方です。石川先生は、現在の宮大の教育文化学部の教授、現職の方でございます。

○濱田委員

専門がこういう絵画ということですか。

○美術館長

美術を専攻されております。

○赤松委員

山田新一さんの寄託ですから評価されていないのですが、岡野さんの作品を2つ金銭的な評価が、例えば10番だと50万円の評価、20万円の評価、30万円の評価、それぞれの先生方が評価を出されて、評価額30万円と右に書いてあるのは、どのようになってなるのですか。

○美術館長

大体よその美術館でもそうなのですが、複数の審査委員で評価額を出しまして、中をとるとというのが暗黙の申し合わせと申しますか、そういうことになっておりますので、作品の評価額というのは非常に曖昧なところもありまして、買いたい方がいけば上がる場合もあるし、買いたい方がいなければ下がるという、同じ作品でもその時々によって評価が変わりますので、一概に誰々の作品が、単価がこれぐらいですよという定額があるわけではないので、その時々での評価ということになっております。

○赤松委員

上下をはずして、真ん中の値をとったということですね。

○小西委員長

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、報告第121号を承認させていただきます。

○小西委員長

報告第120号、議案第73号を図書館長よりお願いいたします。

○図書館長

まず初めに、報告第120号 第21回都城市小学生読書感想文コンクールの結果について説明いたします。

先ほど差換の資料を配ったところなのですが、ご覧ください。第21回都城市小学生

読書感想文コンクールの結果ということで、応募期間は昨年10月31日から12月14日まで行いました。応募状況は、訂正になったところなのですが、総数が6737名の児童ということで、児童総数の71.1%、昨年度が71.5%でした。3番の審査経過ですが、10月21日に教育研究会の小学校の国語部会委員長が梶山小学校の黒木校長先生なのですが、審査員長をお願いにまいりました。審査員については、昨年から退職校長会のほうをお願いしているところなのですが、11月18日、退職校長会の会長野村カツヨシ先生に依頼に伺ったところです。12月12日、退職校長会の山口先生より審査員の推薦をいただきました。一次審査、二次審査ということで、1月12日に一次審査ということで、退職校長会6名の先生に審査をしていただきました。

それから、二次審査を退職校長会の先生が3名と黒木梶山小学校長、学校教育課の野元主事、5名の方に審査をいただきまして、決定したところです。また、学校賞については、図書館の職員で応募状況などを加味して検討したところです。

次のページをご覧ください。

学校賞は、最優秀校が明和小学校です。優秀校が今町小学校、笛水小中学校となっております。また、個人賞が、最優秀賞が石山小学校6年生諸井桜花さんの「一冊の本との出会い」ということになりました。ほかに金賞、銀賞、銅賞、また次のページに、佳作等が掲載してありますのでご覧ください。

続きまして、平成28年度のコンクール選考資料ということで、あるのですが、これをご覧ください。

市内37校で、先ほどの複数の訂正があったのは、高崎小学校が応募総数ゼロということで最初報告いただいていたのですが、学校のほうに確認しましたところ、読書感想文の取組はしているということで、82名の児童が作品は出している。ただ、図書館のほうに提出する前に学校審査というものがあまして、各学年優秀な作品を2作品ずつということで、横に書いてあるのですが、それに該当する生徒がいなかったため、担当の先生が勘違いしてゼロということで出されたみたいなのですが、実際学校のほうには82作品の提出があって、先生のほうで見られた時点では、市に上げる作品がなかったということでございました。ここに審査報告が各学校載っているのですが、一番右側から四つ目、⑤の隣に加点計というのが、わかりますか小さいのですが、ここに点数を入れております。これは、応募率とか、入賞者の数とか色々なものを加味した点数なのですが、これで見ると23番目に書いてある明和小学校が14点ということで最優秀校ということです。続いて、37番の笛水小が加点計が10点、8番の今町小が加点計が9点ということで、優良校ということで、採点をしたところです。

以上、読書感想文コンクールの結果についての報告を終わります。

続きまして、議案第73号 図書館移転前の長期休館についてということで、議案として提出しております。

まず、今、お手元にスケジュール案を出したところなのですが、移転に伴う休館についてということで、移転の経緯から説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

新図書館は、平成28年11月に図書館整備管理運営等事業により、MALコンソーシアムが選定されまして、その構成団体でありますMAL運営共同体、これはマナビノタネと株式会社ヴィアックスの2社が共同体ということで、指定管理者となるのが昨年12月議会で議決されております。上記議決を受けて、MALコンソーシアムと図書館は各種事業の協議に入っ

ており、平成30年度春に予定されている図書館の新規オープンまでのスケジュールの調整を進めております。

2番の課題・問題点ですけれども、図書館新規オープン直前には、以下の作業のため図書館を長期休館する必要があるということで、4項目掲げております。

まず、図書館のICタグ貼り付け作業というものですけれども、これは、今図書館に42万冊ほどあるのですけれども、本の中に本の情報というか、タグになっているのですけれども、これを全部貼り付ける作業があります。閉架図書は開館日にもできるのですけれども、今開架している図書については休館して行く必要があります、約3ヶ月必要ということです。それから、図書館移転配架作業ということで、現図書館の図書を単純に移動させるだけでも2ヶ月かかるのですけれども、新しい図書館は開架スペースが広いということで、現在は一般図書が10万冊開架してあるのですけれども、新しい図書館では20万冊多く計画しております。そうすると、今閉架している図書から開架に10万冊持っていかないといけないということで、そういうピックアップとか、また、今度10万冊持ってきた時には、同じ十進分類法によってその並べ替えをしなければいけないという作業も出てきて、分類の開架作業に3ヶ月を要しますということで、合わせて4ヶ月必要ということです。

それから、3番の図書館コンピュータシステムの更新ということなのですが、これが平成19年に今のシステムを入れて10年になるのですけれども、今年の12月で更新ということになっております。閉館しますので、新館オープン新しいシステムで導入ということなのですが、これの動作の操作始動等に約1ヶ月と書いてあります。それから、スタッフ研修ということで、先ほど申しましたMAL運営共同事業体のほうで今年中に職員を募集しまして、来年のオープンに準備するわけですけれども、スタッフ研修も約1ヶ月かかるということです。

このような作業を加味すると、12月からということなのですが、スケジュールをもう一回、先ほどお渡ししましたスケジュールから説明しますと、現図書館と一番上に書いてありますけれども、開館期間を12月3日まで、日曜日なのなのですが、一番上に書いてあるように、閉館期間が考えているところでは12月4日、月曜日から新図書館のオープンまでということです。その中に、先ほどの課題の中にあつた番号と若干ずれるのですが、まず、説明申し上げますと、1番の新図書館改築工事というのが、今年に入ってから進めているのですが、旧大丸センターモールの改修をしているところなのなのですが、これの整備完了が12月15日が予定されているところです。

2番目に、家具選定、発注・納入・取付けということで、これは今度の提案の中で、株式会社コクヨマーケティングが担当するのですが、今年の3月までに家具選定をしなければいけないということで、今、協議をしているのですが、これの発注が4月になるということで、それから順次、ここに書いてあるように、6月末に書架の工事、新書架があるのですが、書架を設置して、改築が終わった後1月に家具の設置、それから最後に備品設置という計画で、上がってきております。2月頃までかかる予定です。

3番目に、現図書館の移設ということで、図書館の移転配架作業、先ほど申しましたように、3ヶ月と言ったのですが、12月に休館してから3月中まで42万冊の本を、先ほど申しましたように、順次配架していくという段取りです。その下に、現図書館の書架等の移設となっているのですが、これは、今、旧図書館にある備品類、椅子とか机とかそういうものもセンターモールの3階は全く事務室の倉庫みたいな形になるのですが、そこに清

掃作業とか、作業される方の控室とか、ロッカーとかそういうものは全く予算に組んでいないのですけれども、これも移動しなければいけないということで、これを3月に考えております。

4番の図書館システムの更新は、先ほど申しましたように、旧システムが今年の12月で切れますので、現図書館のシステムを平成29年度になったら、まず調査、データの移行作業をデモデータで何回かテストするという事なのですけれども、データの本移行は平成30年の2月から3月にかけてするという事です。

5番のICタグ貼り付けということで、先ほども申しましたように、42万冊に貼り付け作業をするのですけれども、予定なのですけれども、これも10月頃からして、開架本については図書館を閉館してからでないとできないということで、このタグの貼り付けを1月までみております。システムが変わりますので、この辺は私も詳しくはないのですけれども、旧システムでタグを貼って情報は新しいシステムに入れるということで、これを3月にされるということで、こういうスケジュールになっております。

6番がスタッフ研修ですけれども、最低、開館前直前1ヶ月ぐらいかかるということなのですけれども、今のところ、オープンは平成30年春としか、議会、マスコミ等にも言っていないのですけれども、これが4月中にオープンするのか、5月の連休以降なのかどうかちょっとわからないのですけれども、スタッフ研修については、最低1ヶ月は必要ということで、MALのほうからも言われております。

開館の準備、PR等も1ヶ月ぐらいかけてしたいと思っております。新図書館オープンは平成30年春ということです。

先ほどの資料の裏面をご覧ください。ここには、近年、新規開館した図書館の休館期間の例が書いてありますけれども、長いところでは6ヶ月、浜松市立図書館、新潟上越市立図書館とか書いてありますけれども、各図書館状況とか、冊数だけでは言えないところもあるのですけれども、短いところでは、武蔵野プレイスなどは3.3とか3ヶ月のところもあるようです。

最後の今後の対応のところなのですけれども、図書館本館の長期休館については、今、説明申し上げましたように、作業種目が多いため、5ヶ月となっていますけれども、オープンが4月以降ということで12月から4ヶ月と30日の場合、1月から4月いっぱいということで、約5ヶ月間必要としますということで、平成29年12月4日月曜日から新図書館オープンまでということで考えております。

また、毎年6月に1週間程度休んで蔵書点検もしているのですけれども、またタグの貼り付けとか色々ありますので、平成29年度は6月の点検休館はしないということです。また、高城図書館についても、作業は若干はあるのですけれども、本館ほどはないということで、平成30年3月1日から3月31日まで1ヶ月休館したいと考えております。

以上で説明を終わります。審議のほどよろしく申し上げます。

○小西委員長

ありがとうございました。

それでは、報告と議案についてお尋ねがありましたらお願いします。

○中原委員

読書感想文のところなのですけれども、先ほど図書館長からご説明ありました高崎小学校は、いわゆる提出はしていないけれども、学校内ではやったということですか。

○図書館長

学校のほうでは、生徒さんから作品は預ったのです。それを学校で一次選考、学校選考があ

って、要綱の中では、各学年2作品ずつ出してくださいということになっているのですが、それになかなか作品がなかったということで、提出しなかったということなのです。報告の時に、そこ辺までちゃんと書いてもらえばよかったのですが、ゼロということでも出されたものですから、担当のほうもえっということ、前回、結果の起案で、部長、教育長にもお話しした時に、もう一回確認したほうがいいということで、校長先生に直接確認をして、高崎の場合は、ここにある82作品は読書感想文として出して、読書感想画というのも何十人か出していたのですが、絵のほうは対象にならないのかなということで、感想文を提出した数82人だけを後ほど資料に追加したところです。

○中原委員

これは色々加点があるので、とても大切なことだと思うのですが、100%の応募率のところ、学校審査はないという認識でいいのですか。

○図書館長

学校には100%ありますけれども、教育委員会のほうには全部がきているわけではないので、わかりますか。

○図書館長

例えば、学校には100%ありますけれど、教育委員会のほうは全部がきているわけではないので。わかりますか。

○中原委員

西岳、夏尾、麓、富吉、有水、石山、高崎麓、江平、縄瀬、笛水が100%になっております。

○図書館長

16番の西岳で言いますと、児童総数が23名、23名皆さん作品は出しています。その中から審査応募数というのは、学校審査を経て、図書館に上がってきたのが3作品ということです。麓の場合は、34人いらっしゃって34人出したけれども、ゼロということです。こういう報告をされているところもあったのですが、高崎の場合は、263人いらっしゃって応募総数のところがゼロだったのです。それは全然、読書感想文に取り組んでいないのではないという話から、最初は担当も数字を受けたまま書いていたのですが、もう一回確認したほうがいいということで校長先生に言ったら、読書感想文の取組はして、作品は82作品、観想画は40何人作品を出しましたということでしたので、後ほど修正したところでした。

○中原委員

公平に扱っているということですね。わかりました。

○赤松委員

その学年で2点ずつ上げるように要綱がそうなっている。この祝吉の13はどうなのですか。

○図書館長

もう一回要綱を皆さんにお配りしていませんが、作品の総数は、学校審査の上、全候補者の中から各学年2点、ただし、児童数が500人を超える学校については、各学年3点ということです。

○赤松委員

わかりました。

○図書館長

あまり多いところは、2点だったら厳しいのではないかとというのが去年出て、そこは500

人以上のところは3点ということになりました。大規模校で3作品出されれば6学年で一番多いところは18人になるということなのけれども。

○赤松委員

去年の今町とか明和小とかは、昨年も優秀校だったのではないかという記憶があるのですが、どうだったですか。

○図書館長

多分去年も、今町とか明和は最優秀とか、優秀に上がってきているのですけれども、これは、学校の取組が違うと思います。担当の先生の力の入れ具合といたら変ですけれども、学校によって結構違うと思います。応募率を見ても50%っていないところもありますので。

○小西委員長

校長先生が申し送りをされていると思うのです。応募に関して。明和小と今町小に関しては、ちょっと伺ったのですけれども。

○中原委員

色々なコンクールが、読書感想文ではあると思うのですが、市もありますし、宮日とか、県とか、これは同じ作品でもいいのですか。

○図書館長

そこまでは、一応、図書館のほうでは要綱を各学校に一斉にお送りして、都城市の読書感想文コンクールということですのでしているのですけれども、多分、実情は詳しくないですけれども、各学校は、読書感想文を夏休みとか受けて、多分選ばれているのかという気はします。これは宮日に出そうとか、その分はこの提出からは削除してもらわないと、二重はおかしいので。

○中原委員

だめなのですね。

○図書館長

そこは宮日に出されるのだったら、作品から削ってもらわないと。

○中原委員

そうすると、各学校においてプライマリーが違うということですか。優先順位が違うと思うのです。

○図書館長

それもあります。

○赤松委員

応募要綱にそういう文言が入っているのですか。例えば、他の応募と重複することはできないというような表現が。

○図書館長

そこまでは、要綱には入っていないです。

○中原委員

そういう差も出ているのではないかなと思います。市のコンクールに、例えば明和小は力を入れているとか、ほかの学校は県のほうとか。

○図書館長

宮日なんかは作品が載った時に、市内の小学校の生徒さんが載っていますので、多分その辺はあると思います。

○小西委員長

普通は、二重応募はできないというのは原則なので、選ばれていると思うのです。どこに優先順位がどうかという。

○図書館長

要綱には明確には書いていないですけども。

応募作品は未発表のものに限りますとは一応書いております。

○濱田委員

明道も109も応募総数があって、審査に一つもないというのが何かちょっと不自然です。

○図書館長

去年は、事故がありましたので提出がゼロということで説明した経緯があるのですけれども、今年は47%の生徒さんが応募しているのに、教育委員会に上がってきていないというのも何か、ここも詳しく聞いていないのですけれども。

○教育長

せっかく子どもが書いてきたのだから、せめて一点でも二点でも上げればいいのにとお思います。

3校ぐらいありますよね、麓と高崎と。

ほかのところに出されたのですかね。

○小西委員長

蛇足かもしれませんが、中止になったのですけれども、富松良夫の応募の例を言いますと、ものすごくどっとくるところがあるのです。図書館で600ぐらいになった時が、学校で選考していただけませんかというのをお願いしましたら、子どもたちの作品を学校でスクリーニングすることはふさわしくないということで、そこを全部もらって。詩についてはそんなだったのです。読書感想文でもやはり、規定の数は出していただくようお願いされたほうがいいのではないかと思いますけれども、それなりの作品といたしますか。

○図書館長

2作品とか3作品は出してくださいという形です。

○中原委員

依頼はしてあるわけですよね。ということはつまり、各学校の担当者がいるのか、各学年なのか、決めきれないということなのです。決める人がいないということなのです。

○図書館長

100の応募があって、それを全部読むのに大変で、もうわからないのですけれども、決めきれないのかもしれないですね。

○中原委員

各クラスごとにシステム化すればそれは、やぶさかではないことだとは思いますが。

各学年で、ではどれを採用するかというのを決める人がいないのか、自信がないのかわかりませんが、そういうシステム化を作れば、各学年から3つの作品が出てくるというのは可能ではないかと思えます。

○小西委員長

応募がゼロというのは、当事者が見られた場合、とてもがっかりというか、意欲がなくなるとお思います。出したのに、自分の学校は上に届けていなかったのだということがわかった場合、ちょっと志が、士気が。こういうのが発表された場合ですね、こういう数字が。子どもたちの目につくことは滅多にないかと思えますけれども。

○図書館長

昨年までは作品集にこの選考資料もつけていたのですけれども、今年は教育長、部長協議の中で、これをつけるのは変に競争をあおるだけで効果がないのではないかとということで、一応学校にはこれを送りますけれども、作品集にはつけずに今年はしました。

○赤松委員

例えば、東小が11点上げて、佳作に4点入っているわけです。だから、あと7点は何も賞に値しなかったという形になるのですよね。であれば、佳作以上に市で選ばれなかった作品については、校長名で表彰する等のご配慮をお願いしたい。そういう項目を1項目つけておくと、いわゆる市で表彰をされなかった子どもたちでも、市には応募したんだ、それは校長先生の表彰があると今後の励みになるし、僕も頑張ろう、私も頑張ろうという次年度に向けての意欲とか、ほかの子どもが自分も考えてみようなどと意欲的に取り組むことにつながっていくのではないかと思います。そういう項目をつけて、校長が表彰することにより、子どもをプラス方向につながっていくような工夫をされると、よろしいのかもしれないです。

○図書館長

佳作に入れなかった作品ですね。

○小西委員長

ほかに、図書館に関して何かありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告を承認させていただきまして、議案を決定させていただきます。

○小西委員長

報告第116号から118号、議案第71号を生涯学習課長よりご説明お願いいたします。

○生涯学習課長

それでは、報告第116号 平成29年度都城市成人式アンケート結果についてご報告いたします。

今年の成人式は1月3日開催が5地区、1月4日開催が10地区で、その際に行ったアンケート調査の結果がまとまったところがございます。それでは添付資料の成人式アンケート結果をご覧ください。

本年度の新成人の出席状況につきましては、対象者2千名に対しまして1383名が出席し、約69%の出席率になったところがございます。回答者は970名で、回答率は31%でございました。各設問ごとに見てみますと、まず、設問1の開催日についてどうでしたかの設問に対しましては、3日開催地区の場合、新成人と家族は87%は、よかったと評価しております。その理由としましては、新成人から、5日から学校で4日に帰るからという意見がありました。他の地区と同じがよかったとの声もありました。また4日開催地区の場合、新成人と家族は85%よかったと評価しております。その理由としましては、新成人から、帰省の時期とかぶっていたからの意見がありましたが、4日は仕事初めで来れない人が多いと思いますとの声もありました。3日開催も4日開催も全体的には皆さん調整されるなど、比較的参加しやすかったと思われれます。

次に、設問2の成人式を地域別に開催することにどう思われますかの設問に関しましては、新成人と家族は86%の人がよかったと評価しております。新成人からは、小さいほうが和気藹々としているからの意見や、高校でお世話になった方にもあいさつしたいとの声もありました。しかし、全体的に新成人や地域による手作りによる成人式が定着してきたことがわかり

ます。

設問3の③ 都城市に今後も住みたいまたは帰ってきたいと思いますかの設問に対しましては、77%の人がはいと答えております。なお、いいえと答えた理由は、交通の便や賃金を高くする、雇用を増やすなどの様々な理由があるようでございます。

最後に、アンケート結果の検証の総括としまして、地区別開催は平成19年度から始めて今年度で10回目を迎えますが、開催日程や地域別開催の是非については、新成人・家族・地域の方を含めおおむね8割以上の方が理解されている状況がみられ、定着していると考えられます。現時点では、今後とも現行の実施方法での開催が妥当であると考えております。

次に、報告第117号 都城市教育委員会社会教育功績者等表彰選考結果についてご説明いたします。

これは、市の社会教育振興に寄与して、その業績が顕著である個人及び団体を表彰することを趣旨として、昭和46年度より表彰要綱を制定して、今回で46回目を迎えます。

資料をご覧ください。

本年度は7名と3団体の推薦があり、1月23日に選考会を開催し、選考した結果、推薦のあった7名、坂元和雄氏、村吉昭一氏、新穂美代子氏、坂元三郎氏、宮原秀子氏、齊藤卓治氏、藏屋三郎氏と2団体、山野原高齢者クラブ、やすらぎ高齢者クラブについて表彰することを決定されたものでございます。

なお、選考会は、教育長、教育部長のほか、各総合支所の地域振興課長と生涯学習課課長の7名で構成しております。今後、受賞者につきましては、3月4日の都城市社会教育振興大会で表彰するものでございます。

以上です。

次に、報告第118号 都城市高齢者学級スポーツ大会補助金交付要綱の一部を改正する告示についてご説明いたします。

添付資料の要綱の一部を改正する告示をご覧ください。

これは、高齢者学級スポーツ大会を開催する場合に、この補助金要綱に基づいて補助金を交付しております。第1条と第3条は要綱で定める補助対象者が実際の補助対象者と異なっていたため、実態に即した形で高齢者学級から高齢者学級スポーツ大会実行委員会に、さらに第2条では、対象経費を報償費と具体化するものでございます。第3条は、補助金の金額とし、補助金の額を実行委員会当たり、年度につき25,000円以内、交付対象を1つの地区公民館単位または総合支所単位につき一つの実行委員会のみとする限定いたしました。第4条と第6条は、添付資料に、市長が必要と認める書類、例えば、領収書を追加したものです。これまでも徴収していましたが、要綱に規定されていなかったため、文言を加えるものでございます。

最後に、議案第71号 都城市人権啓発推進協議会設置要綱の一部改正についてご説明いたします。

添付資料の要綱の一部を改正する告示をご覧ください。

これは、平成29年度の機構改革に伴う課名の変更によるもので、別表第2の生活文化課長からコミュニティ文化課長に改正するものでございます。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○小西委員長

ありがとうございました。それでは報告3件と議案についてお尋ねはありますでしょうか。感想なのですが、社会教育功労者、社会教育功績者なのですが、7名のうちの5名の

方が自治公民館関係の方で、あとは芸術文化協会の方、それから、社会福祉功労の方ですが、社会教育というのは自治公民館がベースだとは思うのですけれども、やはりもう少し広い分野の社会教育功績という方の表彰というのが理想ではないかというのは個人的な感想ですけれども、そうしますと、社会教育功績賞、功労賞の名前は、社会教育功績者表彰というものをもう少し広く知っていただく努力が必要ではないかと思ったところです。

○生涯学習課長

それに、補足をさせていただいてよろしいでしょうか。

こちらのほうの表彰要綱に基づきますと、表彰の要件というのがございます。それが、各号に定める要件をすべて満たす者に対して行うということで、第1号が、市内の社会教育関係団体に所属していることが一つ、第2号が、おおむね15年以上の長きにわたり、社会教育の振興に積極的に取り組んだ活動歴があること。第3号が、その業績が全市的に認められている、または認められること、顕著であることが個人の場合です。団体につきましては、同じように、第1号が市内で活動する団体であること。第2号が、おおむね自主財源をもとに運営がなされており、おおむね10年以上の活動歴があること。第3号が、全市的に認められるまた認められることが顕著であり、他の模範となるものであることということがあると、なかなか限定されるものが多いのかということがありまして、委員長がおっしゃったように、広く団体に公募したりとか、あとは、広報都城に掲載したりということがあるのですが、なかなか条件がすべてを満たすことが難しいのかなということは考えております。

○小西委員長

市全体の社会教育のベースアップと申しますか、そういうものを目指すのであれば、もう少し15年という方は結構いらっしゃるのではないかと思います。そういうネットというか、市の文化賞もそうだと思うのですが、やはり広く努力をしなければいけないという気がします。

○生涯学習課長

広報活動に努めてまいりまして、また、委員長がおっしゃるようないろいろな広い分野の方を推薦して、表彰してまいります。

○教育長

昨年とかその前が少なかったのです。1名とか、2名とかで、今年は割に沢山推薦してくださったのですけれども、近年が厳しくなって、出しても落ちるのではないかという評判が立ってしまっていたようです。そのあと、尻すぼみで、去年が1名、2名でしたよね。

○生涯学習課長

去年が3名で、団体が1団体。その前が2名で、3団体。その前が、個人が2名、その前も2人ということで、推薦団体が全然ない状況もございました。

○教育長

基準をどのようにするかも考えていかないといけないと議論にもなったのですが。広く皆さん、社会教育に目覚めてやってきた方を表彰すれば少しはPRになるかもしれないですね。

○教育部長

今、社会教育振興というのはすごく幅広い活動です。芸術文化もそうだし、担当課は社教連という組織の中の事務局をお願いしたりとか、各団体に推薦をお願いしたりしていると、自公連とかそういう組織が非常に関心をお持ちなのですから、そうではない。おっしゃるように、社協連に入っていないなくても本当は社会教育の振興に寄与しているというのは、市美展の実行委員をずっと何十年もされている方は、都城の芸術文化振興に寄与している、そういう方を

個人として表彰してもいいのかもしれない。そこはもう少し、表彰する側がもう少し視界を広げて、推薦団体をもう少し広げて、可能性を探っていくのも必要なのかもしれませんが。そこが一つある意味では、例えば、文化賞というのが非常にステイタスがありますけれども、その次につながるレベルの方々というのは、振興大会で選ばれた方の中から、これまでも文化賞をもらっておられる方もいるのですけれども、そういう方々を表彰しないというか、発掘をもう少しすべきなのかなという気はします。

○小西委員長

都城市文化賞に次ぐ賞だという認識をもう少し高めていただくことが必要かなと、あちらはととても厳しいですよ。その辺を埋めていただく努力が必要ではないかと思います。

ほかにどうでしょうか。

○濱田委員

成人式の件なのですが、初めて参加させていただきまして、いい成人式だったです。二十歳の方が非常にうまく運営して、色々な方が手伝ったと思うのですが、中学校区でやっていて、人数的に、私は志和池だったのですが、80名ぐらいいたのですが、これが減っていく場所というのはないのですか。運営するに若い人の数がなかなか足りないとか、ないのですか。

○生涯学習課長

運営する時に、西岳は西岳地区ということで、西岳中学校と夏尾中学校が合体した形で今やっております。ですから、将来的にそういうことがもしあるのであれば、そういうことも検討していかないといけないと思っております。

○濱田委員

このアンケートに関しては、次回の運営グループに伝えられるといいと思います。

○生涯学習課長

わかりました。ありがとうございます。

○小西委員長

ほかはどうでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告の116、117、118号の3件を承認させていただきまして、議案第71号を決定させていただきます。

○小西委員長

報告第115号をスポーツ振興課長よりご説明をお願いいたします。

○スポーツ振興課副課長

報告第115号 都城市事務委任規則の一部改正についてでございます。

組織体制の見直しに伴う事務移管等によりまして、平成29年4月から事務委任等の規則等の改正をする必要があったためであります。教育委員会に対する委任事務の第3条別表に、公の施設の管理運営する施設がございますが、高城運動公園の施設を教育委員会の施設として追加をするものでございます。

なお、都城市事務委任規則の改正手続きにつきましては、担当課であります本庁の総合政策課が市長決裁で起案することになっております。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○小西委員長

ありがとうございます。115号についてお尋ねはありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告第115号を承認させていただきます。

○小西委員長

それでは、報告第107号と議案第63号～65号、67号を教育総務課長よりお願いいたします。

○教育総務課長

それでは、まず報告第107号 専決処分した事務 平成28年度都城市教育委員会名義後援についてご報告いたします。

めくっていただきまして、1月5日から2月2日にかけて申請のありました15件の名義後援を承認しておりますことをご報告いたします。

続きまして、議案第63号 都城市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則の一部改正についてをご説明いたします。

改正理由は、下に書いてありますが、教育総務課の事務として都城市教育基本方針を定め、それに関わる業務が記載されておりましたけれども、今般、都城市教育振興基本計画を定めましたので、それまでの都城市教育基本方針に関する事務にかわって都城教育振興基本計画に変更するものです。また、平成29年4月から、先ほどスポーツ振興課からも説明がありました組織体制の見直しに伴い、高城運動公園の体育施設が高城地域振興課市長部局からスポーツ振興課教育委員会に事務移管されますので、所管の改正を行うものでございます。

開けていただきまして、新旧対照表という形で書かれてあります。1ページをご覧ください。規則第5条は、教育委員会各課、各機関の事務分掌を規定している条文になります。その中の別表に、それぞれの課の業務が書かれてありますが、先ほどの説明のとおり、第2号 教育基本方針及び策定に関することというところを教育振興基本計画に関することと改正いたします。

次に、6ページをお進みください。6ページに書かれてあります第8条は、教育委員会の附属施設の所属を別表4で規定しております。そして今度は、市長から委任を受けて教育委員会で管理する施設が別表5に規定されているというのが書かれているのが第8条になります。今回の改正は、その中の市長部局から委任をされている規則の変更、別表5の変更になります。これに関しましては、開けていただきまして8ページです。スポーツ振興課に市長部局から委任されている施設が、先ほど市長部局からは抜かれた形になって、こちらのほうに高城総合運動公園にあります野球場をはじめとする8施設を加えるという改正になっております。

以上で63号の説明を終わります。

次に、議案第64号の説明に移ります。議案第64号 平成28年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検、公開に関する報告書について説明いたします。

めくっていただきまして、毎年行っている外部評価、自己点検の評価の件です。自己点検評価の考え方ですけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づきまして、毎年、教育委員会の事務の管理執行について点検報告を行い、その結果を議会に提出するとともに、公表することが義務付けられているところです。

2番目の具体的な点検、評価の方法ですけれども、これは、平成27年度の教育委員会の活動状況及び教育委員会の会議の運営、さらに教育委員会管理執行を教育長に委任する事務、教育委員会各課の主要事業等の実績及びその達成状況をまずは各課、各教育委員が自己点検し、評価を行いました。

そして3番目、外部評価の方法という形になります。外部評価の方法につきましては、外部評価委員設置規定に基づきまして、2名の方を委員に委嘱し、意見を求めたところござい

す。

評価委員は、昨年3月まで南九州大学人間発達学部の教授でいらっしゃいました内田先生と、元市の小学校の校長先生であられた瀬尾真路先生でした。内田先生は、前年度からの引き継ぎで委員をお願いしているところです。瀬尾先生は、平成22年3月に東小学校の校長先生をして退職された後、生涯学習課で5年間、社会教育指導員として活動され、同時に南九州大学においても学生の指導にあたっていらっしゃいます。本年度は、外部評価委員会を3回開催いたしました。1回目は各課、そして、各教育委員がそれぞれ自己点検した評価シートの内容の確認をしていただき、そして、外部評価委員から質問、そしてさらに、確認したい事項をまとめていただきました。2回目は、外部評価委員の質問、確認事項に対して、各課が直接ヒアリングをして、答える場を設けたところです。3回目はその取りまとめという形になっております。

4番目、公表につきましては、本日の定例教育員会にて3月に市議会への報告、そして、ホームページ等で公表する予定です。

次のページから表題として、平成28年度都城市教育委員会外部評価委員会質問事項、これは、先ほど言いました外部評価委員のそれぞれの先生から直接質問、確認事項として出されたものと、各課がそれに対して文書でまず答えたものということで、まず、お示ししております。1ページから7ページまでは質問事項という形になっております。その次のページからが報告書案になっております。報告書案を開いていただきまして、3ページから45ページまでが教育委員会の活動状況です。そして、46ページ、47ページがそれに対して教育委員の皆さんの自己点検評価をされております。次の48ページから59ページは、その他の教育委員の活動状況として、各委員が参加された行事、研修等の一覧となっております。60ページがそれに対する教育委員の皆様が自己点検評価が記載されているところです。次の61ページから91ページが各課の主要事業の計画、成果目標、それに対する自己点検評価となっております。そして、最後に、92ページから94ページが、先ほどお願いいたしました外部評価委員の具体的な意見が記載されております。

外部評価委員から教育委員、そして、事務局の業務を細かく評価していただいたと感じておりまして、おおむね活動状況等に関しては、高い評価を得られたと感じております。教育委員会の管理執行を委員長に委任する事務、つまり、各課の主要事業等につきましては、美術館、島津邸の合同展など、横の連携強化を今後とも深めてもらいたいという具体的な意見も出されております。ただ、今回、各課が行っている事業評価は、主要事業に限定されているため、それ以外に多く取り組んだ事業が直接見えていないという意見もありました。来年度以降は、これらのことも踏まえて、今年度作り直した教育振興基本計画の進行管理にあわせて、外部評価のあり方を検証していきたいと考えているところでございます。

続きまして、議案第65号 都城市教育委員会文書取扱規則の一部改正についてをご説明いたします。

改正の要因といたしましては、まずこの改正に至った経緯という形になりますが、都城市市長部局の総務課が管理している都城市文書管理規則というものがございまして、市長部局の総務課がその文書管理規則の改正、課の名前が来年度から変わるところがありましたので、その改正を行おうということで、全体を見直した結果、様々な文言の修正が必要であることが見つかった。ほぼ同様の内容で、教育委員会の文書取扱規則に定めておりますので、市の文書管理規則の改正と足並みそろえまして、教育委員会の規則も整合性を図るために修正変更を行うものです。

1 ページ、新旧対照表をご覧ください。まず第4章についての見出しの変更です。そして第2条、文言の修正になります。今まで文書管理システムといていたものを電子化しておりますので、電子文書管理システムに改正をしております。2 ページも同様の文書管理システムと上のほうの13号の課長というところになるのですけれども、条ずれを起こしているというのが発覚しましたので、条ずれの修正を行うものです。

○教育総務課長

第7条の修正は、第8号の修正ですけれども、文書管理システムというのを旧のほうにおとして、電子文書管理システムとしております。もう一つ第7条は、本市のベース化の事務処理の内容を規定している内容ですけれども、その中に、廃棄に関する内容を増やしている状況になっております。新旧対照表の3 ページ、4 ページになりますけれども、第18条は、第4号、第18条が条ずれによるもの。先ほどの文言の文書管理システムを男子文書管理システムと文言の修正をしております。

5 ページにいきまして、第18条の訓令の年数を正しく修正しております。次のページの第20条に関しては、敬称の規定をしているところなのですが、これを市の文書管理システムと表現をあわせております。第3号に書いてあるのですが、まずは20条というのが、表彰状には様を使いましょうというのがまず最初に謳ってあります。ここの第3号でまた繰り返してしまっているのです、ここをあえて省くとなっております。その次、宛てというのを漢字で表記していると修正しております。

○教育長

これは何ですか、様とか。君とかさんとか、何ですか。

○教育総務課長

表彰に関するものなのですが。

第20条は、文書に用いる敬称は原則として様とする。ただし、次に掲げるものはその限りでないということで、1番が国、他の公共団体が定めている様式、殿とか、さんというのが時々あります。そういうのは特に様でなければならないということではない。その次が御中、各位、先生を用いるのが適当なものは様を使わなくてもいいです。表彰状、感謝状及び賞状で、君とかさんとかを用いるのが適当であると考えた時には、様を用いなくてもいいとなっております。

○教育長

これは呼び方なの。

○教育総務課長

使いなさいという話ではない。

○教育部長

教育委員会では、君とかさんとか使わないですよ。

○教育総務課長

原則、様を使いましょうということです。

○教育部長

ただ、君とかさんを例外的に使うことがあるのかということです。

○教育長

呼び方を規定しているというより、書き方でしょう？

○教育総務課長

表彰状とかの宛てです。感謝状とかは様を使います。

○教育部長

これは何で残すの？削除すれば。市は何で残しているのですか。

○教育総務課長

確認します。

あちらが消すとすれば、あちらにあわせませんが、あちらが何か使うものがあると、こちらは残す。教育委員会が消しますということであれば。

○赤松委員

例外規定として市が定めているから、ここにも載せている。

○教育総務課長

ここで使えという話ではなくて。

○赤松委員

3歳とか4歳の小さい子どもが何かきっかけになって、そのことで大きな災害とか、大きな事故から救うことができた場合に、3歳とか4歳の幼児に対しては様は使わないから、そういう規定がひょっとしたら残っていたのかもしれないですね。

○教育総務課長

これに関しては、まだ今回はこのままにさせていただいて、次にまた何か、文書管理については変更等もありますので、市のほうはすべての場合において網をはっているという形になるのですが、本当に必要がないという場合は消すと。

○小西委員長

よろしく願いいたします。

○教育総務課長

それで次が6ページについて、電子文書の取り扱いになった時において、紙文書である分とそして電子文書である分というのを整備している形になります。今までは紙文書がベースの形で教育委員会が調整できない場合は、修正案、反対案を記載した記載用紙を起案文書に貼り付けて起案文書だったのですけれども、電子的な文書の公布に関して、別途にまたシステム運用によって反対意見を記載しという形の文言を加えているところでございます。32条も、電子的に起案した文書についての取扱を加えております。第4章の修正は浄書というのが今現在ありませんので、ここは省いております。

7ページの文書の保存期間ですけれども、今までが非常に細かく1年から永年まで定められておりましたが、ファイリングシステムの導入と同時に、保存期間の整理を行いまして、永年という考え方を最高30年、最短は1年、3年、5年、30年、30年のものは30年で捨てるという考え方ではなくて、永年ではなくて30年ごとにまた継続をするものなのか、ここで廃棄をするのかという判断をする形で、永年というのはあえて残さず、最高は30年に見直している形をとっております。ファイリングシステムの中で、保存期間が定められておりますので、市の文書管理の取り扱い規則とあわせた形で簡略化した、年数として整理した形になっております。第2項においても、同じように市の文書管理システムと同じような訂正をしております。

○教育部長

ヒアリング、決裁をしようと思うのですが、今の改正後の第2条の各課順次とありますが、改正後は一文字開けて規則何とかなのですが、12の前がひっついているのです。これは次のページを見ると、一行あいているのです。これは何なのですか。

○教育総務課長

これはミスです。

○教育部長

修正をしてください。

○教育長

わざと詰まったのかなと思っていました。

○教育総務課長

それでは、議案第67号、都城市教育振興基本計画（案）のパブリックコメントの実施結果及び計画案についてご説明します。

お手元に、パブリックコメントの内容を反映させた形の計画案として、提出された意見及びそれに対する教育委員会の考え方というのが1ページから12ページまでありまして、その次に続けて、具体的に修正を行った箇所を抽出して、修正箇所の一覧というのが1ページから6ページまであります。そしてもう1枚お配りしましたパブリックコメント実施結果の報告書、庁議に出す結果の報告書をお渡ししております。

○教育総務課長

それでは、今回パブリックコメントの提出された意見及びそれに対する教育委員会の考え方を、3項第2号の右肩に書いてあるものをご覧ください。

パブリックコメントは、1月12日から2月10日までの30日間、1枚もの実施、その時には実施予定報告書になっております。この実施予定報告書の内容に沿った形でパブリックコメントを行いました。その結果、4名の方から62件のご意見をいただいたところです。小さな文言の修正から計画の内容に直接関わるもの、また、全体的な教育委員会全般に関する要望と思われるようなものまで様々でありました。教育委員会では、事務局とお時間のある教育委員の方々にもお越しいただいて、62件の意見について一つずつ回答を作成し、検討を重ねた結果がこの考え方の1ページからずっと続いているところになります。

計画案の修正を行った箇所は27ヶ所で、先ほどの今の考え方の後ろのほうにある修正箇所一覧のほうで示しているところがございます。さらに、先ほど赤松委員のほうから更なる修正案が提出されましたので、もう一度また、庁議に諮る前に、この提出された意見及びそれに対する教育委員会の考え方を最終修正を行いまして、庁議に出したいと考えております。内容のご確認はそれぞれの委員のほうでしていただきたいと思いますが、充分準備よく、そして委員も交えて協議をした結果ということでご理解いただきたいと思っております。

○教育長

修正箇所一覧のこちらのほうですが、4ページに一番右の列の4番目の試食記述の追加とありますが、これは丸というのは何でしょうか。

○教育総務課長

いらぬものです。試食記述を追加するのですが、丸である必要はないのですが、管理指標に入れてほしいというご意見だったので、管理指標には入れないのですが、文書のほうに試食記述を追加しますという。丸はとります。意味は特にはありません。

○赤松委員

両方送っていただいたのを昨日ずっと見せていただいたのですが、例えば、文末の書き方とか、句読点の打ち方とか、そういうところで直したほうがいいのではないかと思う点があるのと、4ページの放課後等デイサービス、ここの中身について、お子さん、お子さんという文言

が出るのです。放課後デイサービスは6歳から18歳までの障害のあるお子さんや発達に特性のあるお子さんが放課後という・・・この表現は子どもではいけないのですか。こういう文言が何かに使われているのでしょうか。ここだけお子さんという言葉が出てくるのです。それであれば、こちらも直さないといけないし、修正箇所のほうも直さないといけない。両方出てきますよ。

○教育部長

今のは、何ページですか。

○赤松委員

今のは、4ページの下の方の(3)の放課後等デイサービスという部分が出てくるのですが、その2段落目のほうに、放課後等デイサービスとは、6歳から18歳までの障害のあるお子さんや発達に特性のあるお子さんを放課後云々というところだけ、子どもを言わずお子さん、お子さんと出てくるのです。何かそういう文言が使われているのをこの部分に持ってきたのかなと思ったのですが、そうではないのですか。

○小西委員長

上は子どもになっていますね。なので、子どもでいいのではないかなと。

○赤松委員

後で申し上げたいのですが、そういう細かい部分は幾つかありますので。

それから、修正箇所一覧の言葉の使い方なのですが、ためというふうに、例えば、1ページ、ためですとか、錯誤ですとか、やはりもう少し丁寧に言ったほうがいいのかと思うのです。ための後に丸が付けてあるのと、付けていないのがあります。だからすべてためですとして丸を付けるとか、そんなやり方にしたほうがいいのかと思います。こんなことも沢山ありますから、後でお示ししたいと思います。

○教育部長

これは、書き方の要綱みたいなものがあるのですか。別がないのでしょうか。表記の仕方とか、追記とか、追記しますとか。

○赤松委員

追記しますと、言葉使いを丁寧にしたほうが、一般の方がご覧になった時、いいのではないかと思います。

○教育部長

ばらばらだとどうすればいいのかというところがあります。表記の仕方を。

○赤松委員

文部科学省の書類をネットで調べてみたのですが、丸を打たないというのは、極めて少ないです。対外ほとんど文末に、丸が打ってあります。

○教育総務課長

以上で、報告、議案の説明は終わりましたが、前回1月の定例教育委員会におきまして、都城市啓発の日月間、周知強化月間の説明をいたしまして、その中で、教育委員会の各課が行っている行事一覧表を出した時に、高城総合支所の報告において、年間の行事においてシンボルマークの使用可能な行事数とかチラシが配布可能な行事数が高城だけゼロだったのです。ちょっと違和感があったので、具体的にはその時にご説明できなかったのですが、高城がその時出した行事一覧表をお渡しします。

○小西委員長

それでは、ただいまの件についてご説明をお願いします。

○教育総務課長

高城の行事に関しては、勘違いしているところもあったということと、7月にこの行事の調査をいたしましたので、もう既に終わっている部分もあったというのが一つと、高城地域振興課が主催でやるものというよりか、色々な実行委員会が主催してやる行事が多いということで、その実行委員会との協議等が必要と判断をして、今年度は平成28年度はすぐにはできないと判断をして、こういう報告の数字になったようです。それを踏まえまして、来年度以降は積極的にシンボルマークの使用だったり、チラシの配布についてはそれぞれの実行委員会がやっている行事については実行委員会と協議をしていきたいと回答を得ているところです。

○小西委員長

今の件についてはよろしいでしょうか。

前回の定例教育委員会で承認になったところですが、よろしいでしょうか。

○教育総務課長

ありがとうございました。

○小西委員長

それでは、報告第107号と議案の63から65、67号についてお尋ねがありましたら。

よろしいでしょうか。

○濱田委員

成果指標はなかなか難しいとは思いますが、今後、数値化を色々検討していただけることをお願いします。

○小西委員長

ほかにありませんか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、報告の107号を承認させていただきまして、議案の63から65号及び67号を決定させていただきます。

○小西委員長

それでは、報告第108号～114号、122号、議案第68号～70号までを学校教育課長にご説明をお願いいたします。

○学校教育課長

それでは、報告第108号 平成28年度都城市教育委員会精励賞選考結果についてでございます。

では1枚めくっていただきまして、冊子となって出ております。今年度すべてで82点、個人が49名、団体が33団体が表彰となりました。ちなみに、昨年度でございますが79件、個人が42名、団体が37団体、ほぼ同じくらいなケースでございます。

続けて、報告第109号 平成28年度都城市教育研究論文選考結果についてでございます。

平成28年度の受賞者については、選考委員で選考した結果、別紙のと通りの受賞者が決定したことを報告いたします。

最優秀賞 明和小学校教諭の宮崎卓也先生でございました。以下、優秀賞が、南小学校の渡邊先生、明和小学校の林田先生と続きます。また、学校賞でございますが、右のほうにありますように、複数の学校が選ばれております。沢山の標語を出していただいたところが学校賞となります。志和池小学校、吉之元小学校、川東小学校、中霧島小学校、江平小学校、小松原中学校、夏尾中学校、有水中学校です。論文の応募総数はちょうど百点でございます。

続いて、報告第110号でございます。都城市奨学資金貸付基金の運用についてでございます。

これは1枚めくっていただきまして、これまでの経緯からご説明させていただきます。

これまでの経緯といたしまして、都城市の持っている奨学資金貸付基金につきましては、旧高城町、そして、旧山田町、旧高崎町が運用していた基金を、合併を機に統合したものでございます。本基金の原資は、地域住民からの特定目的寄附であります。本基金は、高校生向けの奨学資金貸付金として活用しており、月額1万円の無利子対応、一人当たり貸与年額は12万円ということになります。

問題点としましては、平成29年1月10日現在、積立額が9875万1461円になっております。そして、貸与額が1456万3500円になっております。つまり、預金額が8418万7961円ということであり、預金については運用していない状況でございました。奨学金の新規貸付の申し込み貸与の申請者は、ここ数年募集人員が25名を大きく下回る状況で、今後においても預金が増えることが予想されております。

別添資料の1を参照してください。貸付の推移なのですが、横にあります数が5人とか6人、10人というような数になっております。さらに預金額の推移ですが、結局借りる人が段々少なくなって、返す人がいるわけですので、段々増えてしまっている状況でございます。

監査委員会より、基金の運用について検討するように指摘がございました。今後の対応としましては、1年定期預金でかつ他の課が運用している基金と合資をし、運用するようにしようとしております。会計課とも協議をし、最も効率的な運用方法を今、選択中でございます。時期としましては、他の課が運用している基金の満期日及び次年度への運用開始日である本年3月24日から営業を開始したいと思っております。運用額につきましては、平成29年度の募集人員を30名分の貸与基金を残します。432万円です。これ以外の預金額であります7986万7961円を運用させていただこうと思っております。運用益は年間で10万円程度出る見込みでございます。もし、うちだけで他の課を使わずやった場合、年間で2万円程度しか上がらないということでした。

なお、運用につきましては、一番下の段にあります。近年の本制度の申請者数の低迷の打開策としまして、周知方法を従来の学校にポスターを貼るということから、中学校3年生全生徒へのチラシ配布に変更いたしまして、この制度について周知強化を図ってまいります。校長先生方へも周知をしていくところでございます。

では、報告第111号をお願いいたします。

都城市教育委員会の権限に属する事務の一部、事務委任等の規則第3条の規定に基づいて、別紙のとおり臨時代理したものでございます。その承認を求めています。

では1枚めくっていただきまして、特別支援教育支援員（学習支援の配置人数）についてでございます。認定をいたしましたのは、1月25日でございます。認定内容は、上長飯小学校に2人目の学習支援業務を行う特別支援教育支援員を配置するということであり、認定の理由は、別紙のとおりでございます。

別紙をご覧ください。上長飯小学校の現状でございますが、まず、10月に校長先生より下記の理由により2人目の学習支援員を配置してほしいとの要望がありました。それは、一人目は、学習支援として、知的障がい特別支援学級におります。あわせて、自閉症、情緒障がいの特別支援学級にもう一人支援員がほしいということでございます。その理由は、その担任をしておりました担任の先生が精神的な理由で休んでいらっしゃる。これが長期になりそうで

あるということから、特別支援学級の担任がなかなか両方見て、色々頑張っていたのですが大変であるということです。しかしながら休んでいらっしゃるということが、結局は代替の先生が来るわけでございますから、そちらのほうの対応をしていただきたいということでしたが、なかなかこの方が見つからずに、10月に色々様子を見に指導主事と行ったのですが、大変が認知されました。ですので、11月に病気療養中の教員の代替講師が着任いたしまして、それでまた様子を見ていたわけでございます。ところが、代替の講師が初めての小学校での勤務経験であり、なかなか難しかったということで、今回、急遽ですけれども、3学期になってつけたという状況でございました。配置の開始が2月1日に行いました。

報告第112号につきましてお願いいたします。

御池小学校の休校に伴う遠距離通学費補助金交付要綱の制定についてでございます。

1枚めくっていただきまして、交付要綱の冒頭部分からお話をさせていただきます。趣旨は、御池小学校の休校に伴って、西岳小学校または夏尾小学校に通学する児童の保護者の教育費負担の軽減を図るために、休校前の御池小学校の校区に移住している児童の保護者に対して、補助金を交付するものでございます。

補助金の対象者は、第2条にありますように、休校前に御池小学校の校区に移住し、かつ西岳小学校または夏尾小学校に通学する児童の保護者といたします。第3条にありますように、交付条件が次のようになります。一つ目が同一の交通手段により通学する者、二つ目が、通学期間が6ヶ月、つまり6月を超えることということで、実質的事実の確認があった後に支給をするということでございます。支給の時には1年分の支給を行います。

もう1ページ開けていただきますと、別表が出てまいります。

そこに訂正をお願いしたいと思います。別表第3条関係であります、1つ増えましたので、第4条関係になります。訂正してお詫び申し上げます。

通学距離が4キロメートル以上6キロメートル未満のものが3万円、以下2キロメートルずつ増えて1万円ずつ増えていくということで、10キロメートル以上のものが6万円の補助を出すということです。あとは様式がつづられておりますので、ここのところは飛ばします。

報告第113号につきましてお願いいたします。

都城市遠距離通学費補助金交付要綱の一部について別紙のとおり改正いたします。この御池小学校のものが新たに加わったということで、次のとおり改めたいと思います。

まず、訂正の箇所が3ヶ所あります。これは、法制のほうから指摘を受けたところもあわせて訂正をいたしました。1番目に第6条中のすべてを漢字に全てに改める。2番目に第11条に次の一号を加えるというところが、これが御池小学校関係です。(4)に御池小学校休校に関わる遠距離通学費補助金交付要綱の規定に基づく補助金の交付を受けている者ということになりました。3番目には、(4)として、暴力団排除に関する誓約書及び同意書も加えております。実際の交付要綱につきましては、3ページ目になります。第11条の(4)に下線部分のところがつけ加わったということでございます。あとは、交付要綱の形式がありますが、ここは割愛させていただきます。

報告第114号 都城市学校規模等適正配置審議に係る庁内検討委員会についてでございます。

協議の会につきまして、2回の会を催しましたので、別紙のとおりまとめて報告をいたします。

では1枚めくっていただきまして、これまの経緯でございますが、平成29年度都城市学校

規模等適正配置審議委員会を受けて、来年度行いますけれども、庁内の関係する課の副課長を対象に参加してもらい、協議を行いました。参加した課は、学校教育課、教育総務課、生涯学習課、学校給食課、各総合支所地域振興課、コミュニティ課、総合政策課、危機管理課でございます。15名の参加人数で、12月27日と1月31日に開催いたしました。

問題点課題としましては、適正配置について、関係する課よりそれぞれの立場からの意見が出されましたが、地域の思いに寄り添った対応や策をとる必要があることが確認されました。しかし、この地域の思いや願いを今後どのように吸い上げていくのかが検討が必要であるということになりました。庁内の検討委員会に出された意見を参考に、市学校規模等適正配置審議委員会への諮問事項を作成していく必要があります。またその際に、委員会の人選について関係する会に相談しながら検討しなければならないということになります。

今後の対応としましては、平成29年5月に審議委員の人選について協議が行われるよう、今年度中に関係する課と協議を進めてまいります。あわせて、諮問事項についても作成を行ってまいります。7月から9月にかけて、審議委員会を開催し、答申を作成してまいります。10月から1月にかけて、新小中学校適正配置方針策定委員会を3回程開催し、現在の方針の見直し等の改定作業を行っていくこともあわせてやってまいります。2月には、まとめて市長協議を行い、3月には改訂版を策定する予定になっております。

次のページからは、第1回、第2回に行われた協議の内容について出されております。

そして、もう一つめくっていただきますと、この内容の中で、どのような見直しをしていくかということなのですが、変更前というのは、今対象になっている学校の名前を申し上げますと、吉之元小学校、御池小学校、夏尾小学校、四家小学校がまだ残っております。この中に、笛水小学校、夏尾中学校、四家中学校、笛水中学校という形になっております。これは、3学級以上ある場合には、小・中学校とも存続をします。3学級未満の場合には、地域の要望等に応じて、統合、小中一貫校の配置について検討を開始するというような内容が残っております。

ですが、見直しをするとすると、まず、吉之元小学校が常時3学級になるということになります。この規定から外れます。見直しをした後の対象となる学校は、夏尾小学校、西岳中学校、夏尾中学校、笛水小中学校、小中一貫をあわせれば4校ということになります。ですから、かなり、数というところでは、実際に閉校、休校している学校がありますので、減ってくると思われませんが、基準として、3学級以上ある場合にはという規定があります。実際の妥当性とかいうところもきちんと検討していかなければならないだろうと思っておりますのでございます。

では続けて、報告第号122号をお願いいたします。都城市立小中学校通学区域審議会の答申についてでございます。

これは、平成28年11月28日付で、都城市小中学校通学区域審議会で諮問した都城市立小中学校6学区域について、1月30日付で通学審議会第1号で、別紙のとおり答申があったもので、それをご報告いたします。

では、答申をご覧ください。

すべてのものを読みませんが、都城市立御池小学校を休校することに伴い、御池小学校の通学区域の変更を行うこと及び御池地区の調整区として取り扱うことについてということに対しての答申でございます。

下記のところの二段目にあります御池地区においては、西岳小学校と夏尾小学校の通学区域

に編入することが適当であると判断するという判断をいただきました。これを受けまして、また、後ほどありますけれども、議案を出したいと思っております。

それでは、議案にいきたいと思います。

議案第68号 都城市の教育委員会指定研究学校についてでございます。

指定教育研究学校に、都城市立有水小学校を指定したいと思っております。指定期間は平成29年4月1日から平成31年3月31日でございます。指定内容は、都城学校教育ビジョンについてでございます。指定理由は、有水小学校は、都城学校教育ビジョンの柱であります小中一貫教育を基盤とした研究を有水中学校と推進しております。平成29年度は、有水中学校が研究公開をする予定になっております。平成30年度は有水小学校が研究公開を行いまして、指定研究の成果を市内の学校に広めたいということでございます。

続きまして、議案第69号 都城市の就学援助規則の一部を改正する規則についてでございます。

これにつきましては、1月の定例教育委員会議題第54号で提出した案件でございますが、継続審議となったために、再度提出するものでございます。

改正の経緯でございますが、就学援助事務では、個人番号自体は使用いたしません。個人番号に紐づく特定個人情報を使用しております。他の課に、それらの情報を求めることの根拠を事務規定に明記する必要があるということでございます。また後で、図できちんとお話をします。

当該事務においては、これまでの申請書上では、保護者から所得や資産情報の閲覧の同意を得たものの、規則上では求める根拠は明記されていませんでした。よって、今回の改正により、求めることの根拠として、申請及び変更において必要な添付書類を明記するものでございます。

では、一枚めくっていただきまして、就学援助の事務の流れにつきましてご説明いたします。

まず、保護者が学校に対して申請書を持ってまいります。この申請書には、自分の所得とか、そういうものを見ていいですよというようなことが書かれてありまして、それに承諾を得て、申請書を書きます。添付書類につきましては、情報照会ができないものにつきまして、車検証とか、障害年金等も添付書類の中に入ります。学校はそれを受け付けまして、校長所見が入ります。そして、学校教育課に申請してまいります。

学校教育課としましては、申請書を受理いたしまして、まずは、担当課に情報の照会を行います。情報の照会は、所得、児童扶養手当等の情報でございます。これらが個人情報に紐づく情報でありますので、照会の際には、個人番号は使わないのですが、氏名や生年月日等で利用して、この際には、個人番号等は一切使用はしませんが、紐づいているので、これはきちんと規定しなさいということで申し渡されております。

次に、認定作業を行いまして、そして、所得、資産等の情報をもとに認定作業を行って、最終的に決定通知を行うということでございます。

ですから、今までやってきたものがそのままやるのですが、そこに個人情報法に基づいた紐づく情報を扱うことで規定をしなさいと。規定を必ず自分のところでしときなさいということ、1枚めくっていただきまして、就学援助規則の一部を改定する規則という形で明記をしてくるわけです。これにつきましては、新旧対照表が非常に見やすいので、そちらのほうを見ていただくと有り難いです。

前回も出しましたものですが、第6条にありますように、これらの情報を他の課からいただく時に、どういうものが必要であるということがここに明記していなければ、使うことはなら

ないということでございます。そのために、ここにきちんとした使用するものについて明記をしたというところでございます。また、これをやりとりする間、様々な資料を法制に出しましたところ、直さなければならない点が沢山出てまいりまして、例えば、新旧と書いてあります申請書がございます。めくっていただいてその後についていると思うのですが、申請書の旧というのがありますが、これと次のところに新とありますが、違いは就学援助費受給申請書と題名に書いてあります。この費というのは要らないと法制が言われて、そういう訂正をしているところがございます。これは、就学援助そのものが事業名でありますので、費をつけるなどということでございます。そのような形で、随時変わってきております。

その後、出てくるものにつきまして、新旧に対応していないものについては、今回改めて作ったものがございます。例えば、承諾書兼預金口座開設届けというものもできておりませんでしたので、これは新として出して、これをつけました。また、次のページの旧というのは、下のほうに、教示というのがありますが、教示の内容について書いてありません。これをめくっていただきまして新になりますと、教示についてこういうことだと詳しく説明がついているという教示がついたほうが法制からの指摘を受けまして、そののところをすべてやり直したところがございます。大変細かいところがございますが、そのような違いがございます。

では続いて、議案第70号でございます。

先ほど報告でありましたように、小中学校の通学区域の規則の一部改正についての議案でございます。本来は、議案を出して、そして、協議をしていただいて、報告だったのですけれども、逆になってしまいまして、申し訳ございません。

改正の点につきましては、先ほども申しましたように、平成29年4月1日をもって、御池小学校が休校になることにより、御池小学校の通学区域に移住する児童について、改めて就学すべき学校を指定する必要があるために改正いたしますということでございます。

次のページにありますように、改正の必要性、改正の理由については、先ほど述べたことが書かれております。

もう1枚めくっていただきまして、新旧対照表で説明をいたします。現行でいきますと、指定校がありまして、御池小学校が御池校区の全部の校区になりますが、改定後は、西岳小学校のあとに、並びに御池町の一部、そして、夏尾小学校にあわせて及び御池町の一部ということになりまして、御池小学校の現御池小学校区は調整区になりましたということになります。また、中学校の問題もでございます。西岳中学校は、御池小学校の一部を校区に含んでおりましたし、夏尾中学校も同じでございます。それが、改正後は、西岳中学校は、西岳小学校及び吉之元小学校区域の全部になります。また、夏尾中学校も、夏尾小学校区域の全部になるということでございます。

以上、休校関係でさまざまに変化することがございまして、大変多く付議させていただいたところがございます。よろしくお願いいたします。

○小西委員長

ありがとうございます。

それでは、通してお尋ねがありましたら。

報告第110号でお尋ねしたいと思います。

都城市奨学金の問題と課題のところは理解できたのですけれども、定員に満たないという理由はどういう理由なのかと思ひましてお尋ねいたします。

○学校教育課長

減っている理由は、やはり、貸与だからだと思います。

まず、金額も貸与だったら増やせばいいのではないかという議論もございましたが、増やすと今度は返しにくいという難点がございます。そういうところもあわせて、なかなか借りづらくなっているのが、私たちの見方でございます。

○濱田委員

利子は払わなくてもいいのですか。

○学校教育課長

利子は払わなくて結構です。

○中原委員

同じ110号のところなのですけれども、返済状況というのはどうなのでしょう。

○学校教育課長

返済状況につきましては、返してくださらない方も数名います。ですが、これに対しては、督促状を毎年送りまして、そして、自宅訪問をしているところですが、なかなか所在がつかめないとか、なかなかお返ししていただけないということですが、少なからず返していただいているところも、延長しながら返していただいている方もいらっしゃいますから、そういう点では、先ほどのくだりにもありましたように、借りる人は減っておりますけれども、返す人が増えておりますので、結局、金額はある程度あるという状況です。

○中原委員

一つには、返済状況なのですけれども、今までのやり方、例えば、年度をまたぐ、また、学校をまたぐ、いわゆる管轄が変わるといのが一つの弊害になっているのかと。募集は中学でかけたけれども、実際発動するのは高校に上がったからとかというのも一つの壁かなと。別な団体で、返済のいらぬ教育振興基金というのをやっていると、ロータリークラブなのですが、ここは金額でいうと全然少ないのですが、月々が4千円だか、5千円だか半分ぐらいなのですけれども、実は、高校の校長先生に聞くと、安いのでどうしても貸与でもいいから金額の多いほうに学生はいつているようだと我々は分析結果を聞いたのです。上げようかということも検討中ですが、公益財団法人になったので、なかなかその辺の切り替えが難しく、ということは啓蒙というか、周知というか、報告というのか、そういうものが何なのかなど。全体的に国で交付する奨学金を今増やせという流れがあるので、となると知らない方が多いのかなど。こういうチラシでの対応ということもいいのかと思っております。

○小西委員長

貸与型の奨学金につきましては、卒業してからの見通しが立たなくて大変、圧迫されているという情報で敬遠されているという向きもあるかと思うのです。せつかくこういう制度があるなら、広く知っていただくことかなという気がいたします。

○教育長

これは、返済はいつから始めるのですか。

○学校教育課長

返済は卒業後です。

○教育長

ということは、高校卒業してすぐに始めるわけですね、すぐに。そうすると、例えば、大学に行きたいといった場合には、延期されるのですか。

○学校教育課長

はい。延長されます。

○教育長

延長されて、大学卒業してから払えばよろしいということですね。

○学校教育課長

もちろんそれをきちんと申し込んでもらわないといけないのですが、その子たちは全部後回しです。

○教育長

高校で奨学金を受けなければならない家庭の人というのは、大学に行っても奨学金を受けられる家庭が多いので、そうすると、ここで12万円と36万円です。例えば、今度は大学入った時の月3万円借りると、それだけでもまた借金が膨らんでいくという状況がありまよね。だから、高校は何とか出すけど、大学行ったら借りようという可能性はありますね。難しいなと思って。

○学校教育課長

ただ、高校では貧困に苦しんでいるところなので、授業料が所得に応じて今、違います。ほとんど払わなくていいはずなのです。所得から考えれば。ですので、このお金はどこに行くかという、部活動の道具を買ったりとかいうようなところに行くという、話を聞いております。

○教育長

高校の特待生みたいなものは、逆に奨学金は出るのですか。高校から。

○学校教育課長

奨学金が出るということではないと思います。

○教育長

授業料免除ぐらいですか。

○学校教育課長

特待生というものが、私立と県立にあります。県立の特待生というのは、例えば、スポーツ特待生というのがあります。これは、入試関係でございます。入試の特待です。ところが、私立は、授業料が必ず発生しますので、これは、授業料免除の特待です。

○教育長

奨学金をくれるというのではないというわけですね。

やはり、貸与型というのは限界がありますね。

○小西委員長

給与型が広がっていくことをお願いします。

○教育長

昔は原資の利子が増えてたから、給付型にしても、利子で運用していけばいいので、給付もできたのかもしれないけれども。厳しいのは厳しいですね。

○小西委員長

議案等についてはいかがでしょうか。

○赤松委員

別なことでお尋ねします。

報告第108号 82の公募があったということで、精励賞とそういったか説明がありましたが、できたら、資料として学校一覧みたいなものがあるとわかりやすいと思います。そういう資料があると全体を推し測れるのかなと思ったので、発言しました。

それから、その次の教育論文の109号については、内容がどんな内容なのかというのを知りたいと思うので、お名前だけでなくせて、論文のテーマがどういうものなのかというのがわかると、その中で学習指導に関わるのがどのくらいとか、学校経営に関わるものがどのくらいとか、そういったものがぱっとはかれます。これも要望として、論文内容はせて示してくださいとありがたいなと思います。

それからもう1点、報告第111号の上長飯小学校の特別支援教育委員の増員することについては、すばらしい配慮だと思うので、例えば、教育委員会でOKが出たらとんと入れてしまうとか、なぜ、2月1日まで待つのでしょうか。学校が困っているのなら、早くから入れてもいいのではないかと。この状況を見ると、校長、教頭はおそらく暇なしで関わっているような状況なので、配置開始を2月1日にせずに、もっとやれる分を早くできないのかなと思います。これはいかがでしょうか。

○学校教育課長

これは、11月にその代替の先生が入った時に、何とかなるのではなかろうかというご意見がありまして、そこで様子を見ていたわけなのですが、校長先生がやはり、明けて1月になって、どうしてもだめだということをおっしゃったものですから、配置が2月になった状況です。

○赤松委員

認定日が1月25日に認定しているわけだから、できるだけ早くできなかったのかと思いました。お困りの状況は非常によくわかったので、認定したのも人を探さないといけないということもあるのでしょうけれども、そのように思いました。このような対応をできるだけ速やかにやっていただきたいと思います。

○小西委員長

109号についてお尋ねいたします。

教育論文ですが、先ほどテーマというのが分類してありませんので、勝手な推測なのですが、特別賞というのは管理職の先生が対象で、主任主事の方がお一人で、あとは教頭先生になっていますが、これは、この部門で分けて選考された結果の数なのですか。それとも、全体として、特別賞というのは管理職としての教育論文なのでしょうか。

○教育長

横にある特別賞については、管理職、事務職員が対象です。

○小西委員長

その内容について、対象なのですが、教育研究論文としての内容を管理職としての内容を書いておられるわけですか。

○学校教育課長

それがほとんどです。管理に対して、学校の運営に対して書かれているものがほとんどです。ただ、すべての人が特別賞になるかというと、そうでもなく、今年、事務の方で、事務の規定書みたいなのをずっと添付された方がいらっしゃるのです。そして、規定枚数には足りた。それだと、なかなか特別賞はやりづらいので、残念ながら佳作にさせていただいたりというような選考をしています。

○小西委員長

わかりました。

ほかに、お尋ねはありませんでしょうか。

○赤松委員

もう一つ、報告第114号の適正配置審議に関わることですが、対象校は送っていただいた段階でどんな学校になるのだろうかと考えていたのです。先ほどの説明で理解できたのですが、基準そのものは都城市の教育委員会の事務局として定めているものなのですか。

○学校教育課長

これは、前回の審議委員会で決まった基準です。3学級以上については存続する、させるというものの基準を前回、平成20年に策定されたものがありまして、これにつきまして、今方針を見直すということで、平成30年、10年経っておりますので、方針の切り替えをするということで、20年に立てた時に、3学級以上は存続させましょうという基準を作っているようです。

○赤松委員

将来を見越した時に、地域によっては学級増が見込めないとか、そういう地域もあるだろうと思うのですが、そういうのを勘案した時に、かなり早くから適切な対応を考えていくほうがより話が進みやすいということも考えられると思います。そうであれば、その3学級というものについての考え方というのか、そこ辺をもう一度見直すとか、そういう必要はないのかと思ってお聞きしたところだったのです。

○学校教育課長

委員のおっしゃるとおりだと思います。

といいますのも、3学級といっても、少し以前ですと、2つの学年を合わせて16人以下で複式学級になってしまいます。ですので、10人ぐらい子どもたちはいる中での複式学級なのですが、今は、2、3人なのです。それで成立するかどうか学習がということについては、学校教育課でも非常にこれは学習が成立しにくい状況になっている。ほかの子どもたちの意見を聞きづらいことを踏まえまして、このところでは基準の見直しを図っていきながら、3学級以上とかいうのではなく、何かほかの文言であらわすなり、それから、教育長からもアイデアをいただいているのですが、地域の人たちがそれを見て、その風景を見て、昔とは違うということ、大変な状況の中で子どもたちが学習しているということなどを学校を開いて、見てもらうということも必要ではなかろうかと思っております。そういうことを踏まえながら、基準を見直していきたいと思っております。

○教育長

増えていかないですね。そういうところはどんどん過疎になっていきますよね。

ただ、それこそ豊後高田みたいに教育に手厚くやればきてくれるのかもしれないかもしれないけど。

○濱田委員

奨学金の貸与の全体で1億円ぐらいあるのにわずか15%しか使っていないのは、こういう運用の方法としては、ここに書かれているのは、別の基金と一緒にして大きくして預けるから、利子も多くなるという考え方ですね。1年運用がいいのか、どうかということなのですが、これだけあると、もっと長くしてもいいのかなという気もするのです。その辺、どうなのでしょう。

○学校教育課長

実を申しますと、このことにつきましては、市長からもご指摘がありまして、このお金をどう運用するかということについては、今回は一応これで納得はされましたけれども、別なもっ

と有効活用があるはずではないかというお話は受けております。ですので、どのような運用方法になるかというのは、まだ、ここでは言えませんが、ただ、銀行に預けるだけではなく、いい方法でこれを使うということも必要ではないかと思っていますところでございます。

○濱田委員

奨学金の額とかそういうものも変えるとか、期間を延長するとか、何かそういうことを考えていただいて、非常にもったいない気がしています。

○教育長

奨学金のところ、いつも問題になるのは原資を減らすなということがあって、なかなか難しいのです。もう一つの育英会の奨学金も一部給付型にしたらと言っているのですが、なかなか難しく、かといって、年金資金みたいに外貨を買うか、国債を買うかで運用するわけにもいかないかということもあって、厳しいところです。ハイリスク、ハイリターンを求めたいわけにはいかないのが、育英会の場合は給付を作りたいという気持ちはあるのですが、なかなか難しいです。

○濱田委員

昔はありましたよね、育英会とか。

○教育長

昔は、借りて研究者になるとか、学校の先生になるとかいった場合は返さなくていいというのがありました。今はそれは全くないです。

○小西委員長

巨額なお金ですよ。

ではよろしいでしょうか。

それでは、報告第108号から第114号、122号と議案第68号から第70号までを承認と決定をさせていただきます。

11 その他

○3月定例教育委員会日程について

平成29年3月4日（土）10:00～

南別館3階委員会室

以上で、2月の定例教育委員会を終了いたします。

この会議録は、真正であることを認め、ここに署名する。

署名委員

署名委員

書 記

委員長